

第2次東根市障がい者福祉計画

平成 2 5 年 5 月

山 形 県 東 根 市

は じ め に

東根市では、平成13年2月、第3次東根市総合計画の部門計画として、国の障害者基本法に基づく「東根市障害者福祉計画」を策定し、これまで各種施策を推進してまいりました。



その後、国において新障害者基本計画が策定され、近年では障害者基本法の改正や「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されるなど、障がい者に関わる法制度や環境が大きく変化してきております。

そのため、長期的な視点から、今後の障がい者福祉の方向性を示すとともに、総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、「第2次東根市障がい者福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、これまでの「すべての人が普通に暮らしていける（ノーマライゼーション）社会の実現」の精神を継承しながら、改正障害者基本法の目的でもある「障がいの有無にとらわれることなく、すべての人が相互に尊重し合いながら共に支えあう（インクルーシブ）社会の実現」に努めていくことを基本理念とし、今後10年間ににおける本市障がい者福祉の基本的な考え方や各種施策のあり方等を示したものであります。

安心していきいきとした社会生活を営んでいくことは、すべての人の願いであります。今後、この計画を基本とし第4次東根市総合計画の基本目標である「だれもがやすらぎと充実、しあわせを実感できるまちづくり」に向け、さらに障がい者福祉を推進してまいります。

結びに、計画策定にあたり、ご審議をいただきました東根市障害者福祉計画策定懇談会の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様方に心から感謝を申し上げます。

平成25年5月

東根市長 土 田 正 剛

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画策定の方法	5

第2章 障がい者の現状

1. 身体障がい者の状況	6
2. 知的障がい者の状況	9
3. 精神障がい者の状況	11

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	12
2. 主要課題	14
3. 基本目標	16
4. 施策の体系	17

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して暮らせるまちにむけて

1. 在宅福祉サービスの充実	18
2. 保健・医療の充実	22
3. 生活環境の整備	25

基本目標2 自分らしく学び・働くために

1. 障がい児教育・療育の充実	28
2. 雇用・就労の促進	31

基本目標3 こころ豊かな交流の充実

1. バリアフリーのまちづくり推進	33
2. 社会参加活動の促進	36

基本目標4 とともに支えあうまちへ

第5章 資料

1. 東根市障がい者福祉計画策定のアンケート調査概要	4 1
2. 障がい者アンケート調査結果	4 2
3. 市民アンケート調査結果	6 2
4. 計画策定体制	6 9
5. 用語解説	7 4

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

1981年の国際障害者年以降、我が国は障がい者に関する施策の充実を図り、平成5年の障害者基本法の制定により国、県、市町村にそれぞれ主体的な「障害者計画」を策定することを要請しました。

国においては、平成5年3月に「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～平成14年度）、平成7年には重点施策実施計画として「障害者プラン - ノーマライゼーション7か年計画 -」（平成8年度～平成14年度）を策定しました。平成14年12月には障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）を策定、また、具体的な施策の整備目標として「重点施策実施5か年計画」（平成15年度～平成19年度、平成20年度～平成24年度）を策定しています。

また、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、従来は障がいの種別ごと（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが進められてきました。

さらに、平成21年12月には「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置し、平成21年12月から当面5年間で障がい者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）等に基づいて、「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を進め、平成23年8月に障害者基本法が改正されました。また、平成24年6月には障害者自立支援法の改正法である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が公布され、改正障害者基本法に基づく新たな福祉サービスの制度が実施されます。平成25年度を初年度とする国の次期障害者基本計画も策定される予定であり、障がい者に係る制度の集中的な改革の推進が図られています。

本県においては、国の計画を受け、平成5年3月にノーマライゼーションの実現に向けて「新山形県障がい者福祉行動計画 - 輝きの福祉プラン -」を策定しました。また、平成15年3月には「第3次山形県障がい者計画 - 新輝きの福祉プラン -」（平成15年度～平成19年度）を、平成19年度には計画を見直し新たな「第3次山形県障がい者計画 - 新輝きの福祉プラン -」（平成20年度～平成25年度）を策定し、障がい者施策を推進しています。

東根市においては、平成13年2月に障がいのあるすべての人が、自己選択と自己決定による社会参加が保障され、自立した地域生活を送ることができるよう、社会全体で支える仕組みづくりを推進することを目的にするとともに国の障害者基本法に基づき、東根市の障がい者施策の指針となる「東根市障害者福祉計画」を策定し、これまで各種施策を推進してきました。

2. 計画策定の趣旨

現在、平成23年8月の障害者基本法改正をはじめとし、国の法律や制度が大きく変わり、障がい者を取り巻く環境は大きな転換を迎えています。今後は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能に障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会において共生できるよう、福祉部門に限らず保健、医療、教育、就労等の幅広い分野での支援体制の充実が必要です。

このような動向を踏まえながら、東根市は「第4次東根市総合計画」のもと、障がい者に関する総合的な施策の方針となる「第2次東根市障がい者福祉計画」を策定します。

「障がい」の表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記します。

ただし、法令名、既存計画名、組織名、行事などの固有名詞については「障害」の表記とします。

【主な法制度の動き】

年度	主な法制度の動き	内容
H15	支援費制度の施行	・措置制度から支援費制度への移行
H16	障害者基本法の一部改正	・障がい者を理由とする差別の禁止 ・障がい者週間の設置 ・「障害者計画」の策定義務化
H17	発達障害者支援法の施行	・発達障がいの定義と法的義務付けの確立
H18	障害者自立支援法の施行	・障がい福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入 ・サービス体系の再編 ・就労支援の強化
	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行（バリアフリー新法）	・公共交通機関、道路、建築物等の施設の一体的なバリアフリー化の推進
	障害者雇用促進法の一部改正	・精神障がい者に対する雇用対策の強化 ・在宅就業障がい者に対する支援
H19	学校教育法の一部改正	・盲、聾、養護学校を支援学校へ一本化 ・小、中学校において、学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（AD/HD）等への支援
H21	障がい者制度改革推進本部の設置	・障がい者に関する制度改革、障がい者施策の推進について検討するため内閣府に設置
H23	障害者基本法の一部改正	・目的規定の見直し ・「社会モデル」を踏まえた障がい者の定義の見直し ・基本的施策に療育、防災・防犯、消費者保護等を新設
H24	改正障害者自立支援法・児童福祉法の施行	・応益負担から応能負担へ見直し ・障がい者の範囲の見直し ・相談支援の拡充 ・障がい児支援の強化
	障害者総合支援法の制定 ※平成 25 年 4 月より順次施行	・対象者に難病等を追加 ・「障害支援区分」の創設 ・障がい者支援の拡充
	障害者虐待防止法の施行	・障がい者虐待の定義 ・自治体等における虐待対応の明確化

3 計画の位置づけ

この計画は、長期的な視点から本市の障がい者施策の基本的な方向を示すとともに、その実現のための施策を明らかにし、総合的かつ計画的に施策の推進を図るための計画であり、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画にあたるものです。障害者基本法第11条第3項に定める国の障害者基本計画、県の障害者計画を基本とし、本市の基本構想及び基本計画を含む第4次東根市総合計画を上位計画として策定しています。

また、保健福祉の各個別計画等、さらに障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画と整合性のあるものとします。

【障がい者福祉計画と障がい福祉計画の位置づけ】

市町村障害者福祉計画（根拠法：障害者基本法第11条第3項）

障がい者施策全般にかかわる理念、施策の基本的な方向を定める計画です。

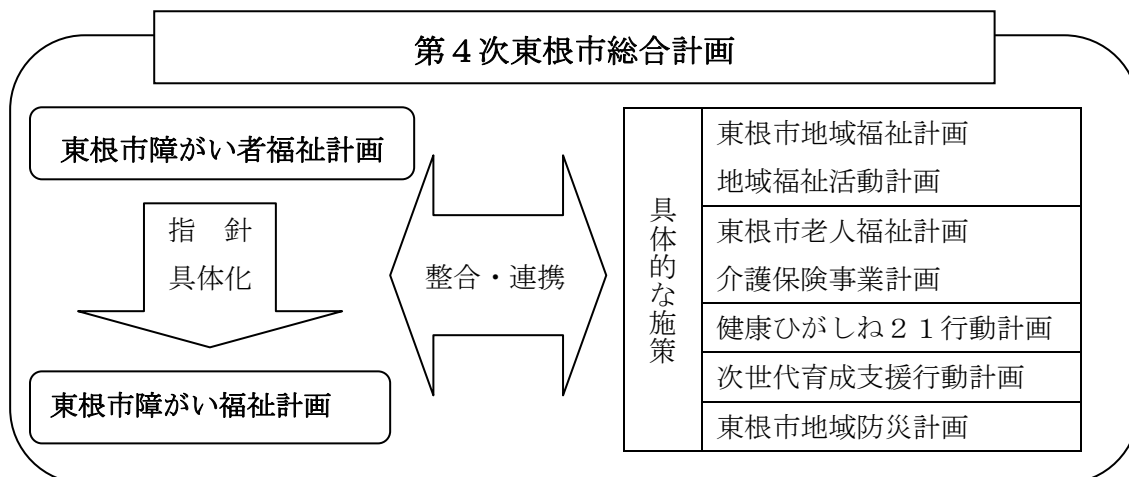
「障がい者施策に関する基本計画」という位置づけになります。

市町村障害福祉計画（根拠法：障害者総合支援法第88条第1項）

障がい福祉サービスの提供に関するサービス量の確保やサービス提供体制についての具体的な方策などを定める計画です。

本計画の「1.在宅福祉サービスの充実」に関わり、障がい福祉サービスに関する実施計画としての性格を有し、サービス必要量や地域移行、就労支援についての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みを示すものです。

【障がい者福祉計画と他の計画との関係】



4 計画の期間

この計画は、平成25年度を初年度とし平成34年度を目標年度とします。ただし、国の障がい者制度改革の動向、社会情勢の急激な変化や新たなニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 計画策定の方法

(1) 計画策定の体制

障がい者施策は、福祉に限らず、保健、医療、教育、就労等の幅広い分野にわたるため、計画を策定するにあたっては、障がい者団体代表、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、教育に従事する専門家、識見を有する者等で構成する「東根市障害者福祉計画策定懇談会」を設置し、幅広い議論を重ねてきました。

また、市役所内では、関連する事務を所掌する部課長で組織する「東根市障害者福祉計画策定委員会」、担当係長で組織する「東根市障害者福祉計画策定検討部会」を設け、全庁的な連携や既存計画との整合性を図りました。

(2) アンケート調査

計画を策定するにあたり、障がい者の生活全般における要望、市民の障がいに対する理解やボランティア活動への参加意欲などを把握するため、アンケート調査を実施しました。その内容に関しては、資料として記載してあります。

調査名	「東根市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査」
調査の構成	①障がい者の調査 ②20歳以上の市民の調査（障がい者手帳所持者を除く）
調査地域	東根市全域
調査対象 (調査対象者数)	①障がい者手帳所持者（600人） ②20歳以上の市民（400人）
実施期間	平成24年11月1日～11月9日
調査方法	郵送配布・郵送回収方式
回答数 (回収率)	①347票（57.8%） ②180票（45.0%）

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、計画案を公表し、広く市民のみなさんのご意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

第2章 障がい者の現状

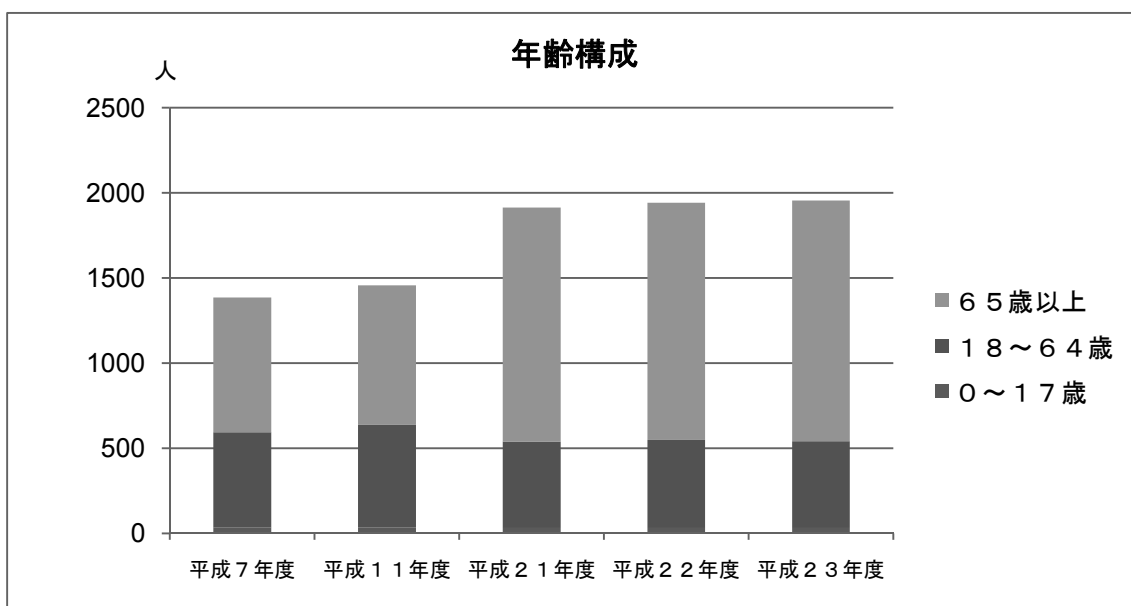
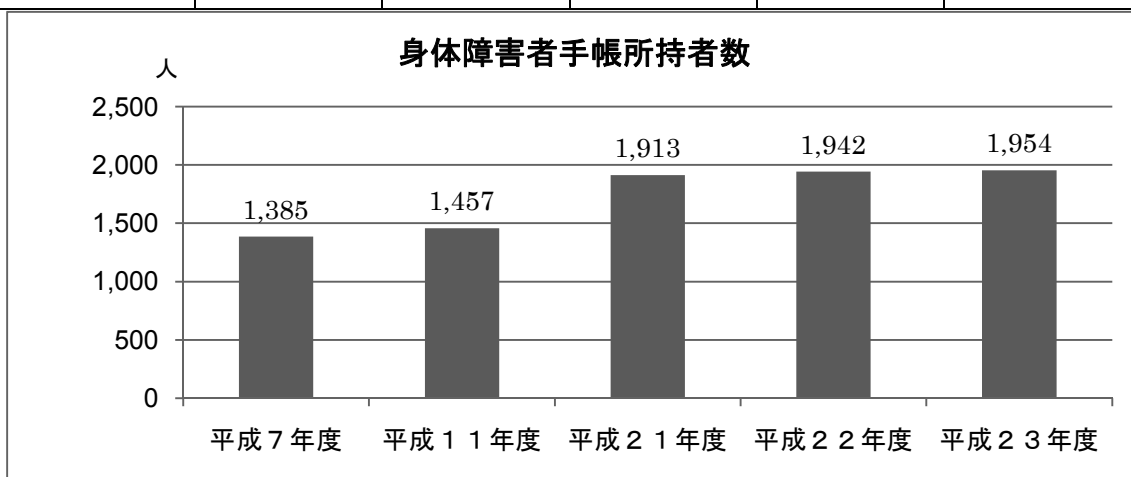
1 身体障がい者の状況

本市における身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成24年3月末日現在1,954人です。うち、年齢構成では65歳以上が全体の72.3%となり、今後も高齢化の進展により、身体障害者手帳所持者数の増加が見込まれます。

(1) 身体障害者手帳所持者数と年齢構成

(各年度末日現在)

	平成7年度	平成11年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
0～17歳	33	35	32	31	31
18～64歳	561	602	507	518	509
65歳以上	791	820	1,374	1,393	1,414
計	1,385	1,457	1,913	1,942	1,954

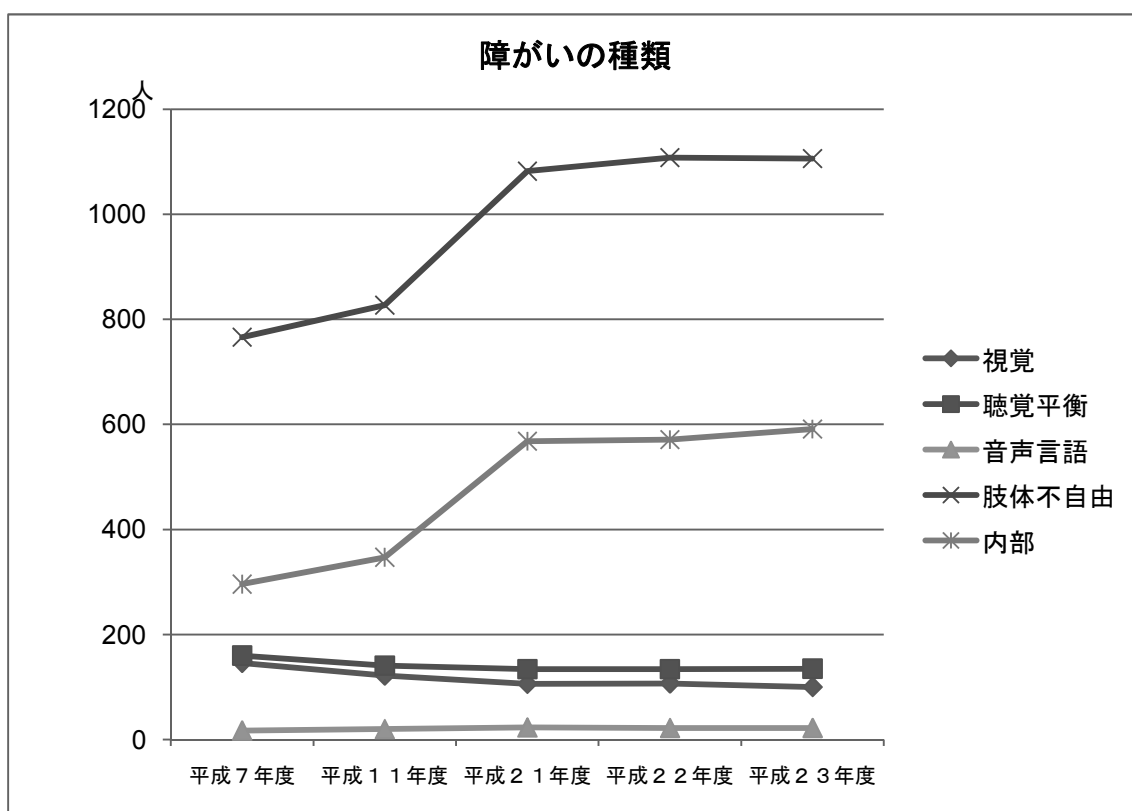


(2) 障がいの種類

障がい種別では、肢体不自由が全体の56.6%と最も多く、次いで内部障がいが30.2%となっており、ともに年々増加しています。

	平成7年度	平成11年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
視 覚	146	122	106	107	100
聴覚平衡	160	141	134	134	135
音声言語	17	20	23	22	22
肢体不自由	766	827	1,082	1,108	1,106
内 部	296	347	568	571	591
計	1,385	1,457	1,913	1,942	1,954

(各年度末日現在)

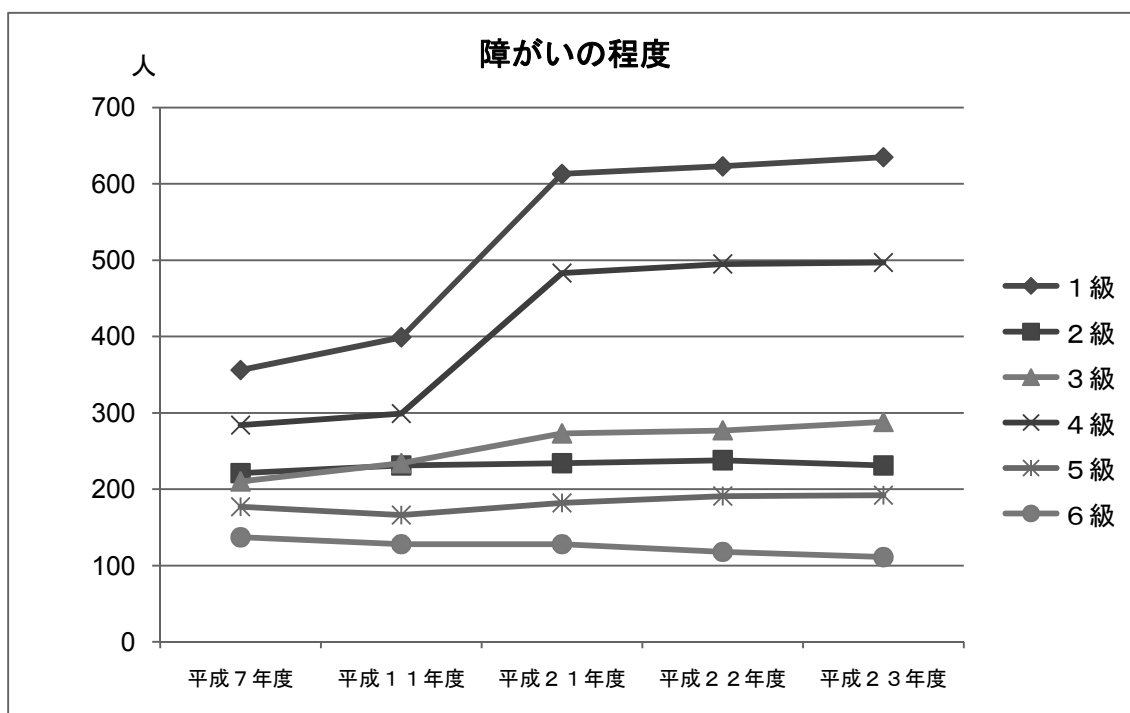


(3) 障がいの程度

身体障害者手帳の等級が１・２級の重度障がい者数は、平成２４年３月末日現在８６６人であり、身体障害者手帳所持者の４４．３％となっています。

	平成７年度	平成１１年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
１級	356	399	613	623	635
２級	221	231	234	238	231
３級	210	234	273	277	288
４級	284	299	483	495	497
５級	177	166	182	191	192
６級	137	128	128	118	111
計	1,385	1,457	1,913	1,942	1,954

(各年度末日現在)



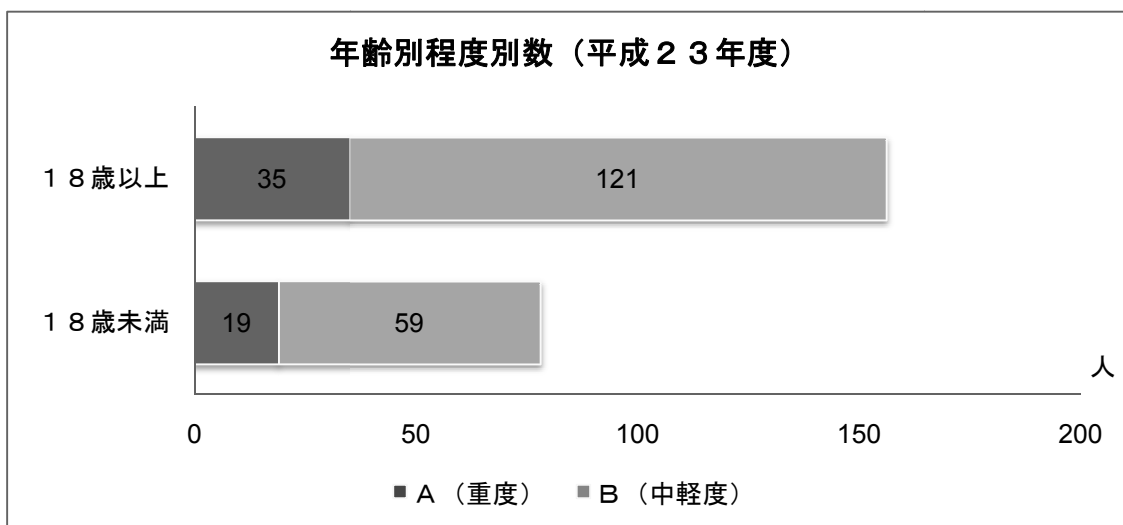
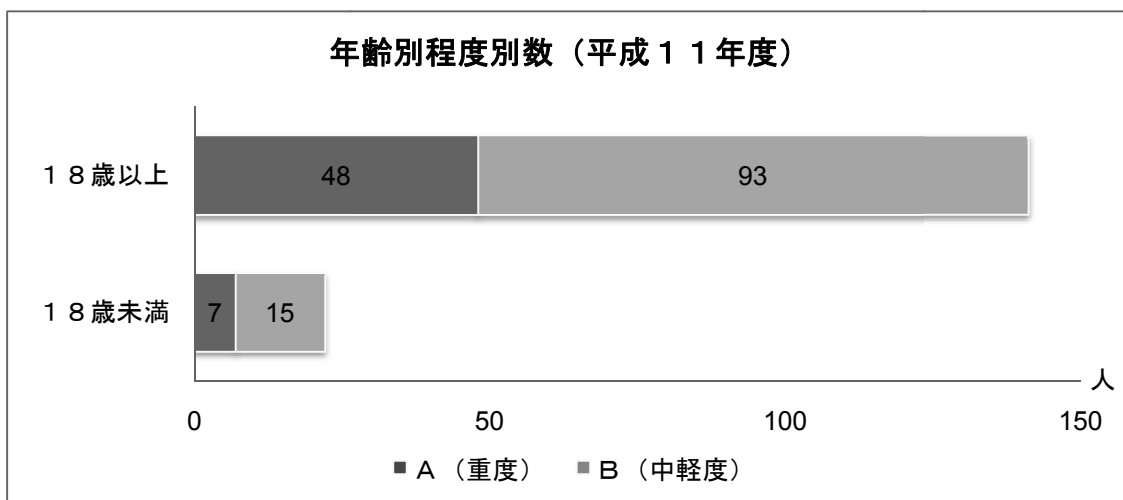
2 知的障がい者の状況

本市における療育手帳所持者数は、平成24年3月末日現在234人であり、市の総人口46,924人に対する割合は、約0.4％となっています。障がい程度では、療育手帳所持者のうち、B（中軽度）が76.9％となっています。

（1）療育手帳所持者の現状

障がい程度	A（重度）		B（中軽度）		計	
区分	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
平成11年度	7	48	15	93	22	141
	55		108		163	
平成23年度	19	35	59	121	78	156
	54		180		234	

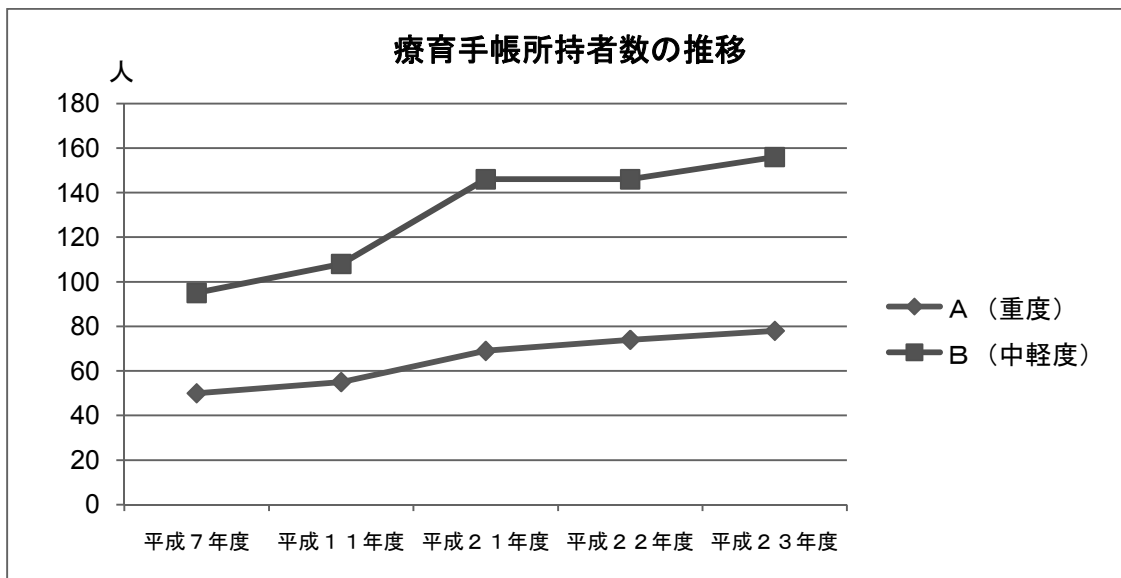
（各年度末日現在）



(2) 療育手帳所持者の推移

	平成 7 年度	平成 1 1 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
A (重度)	50	55	69	74	78
B (中軽度)	95	108	146	146	156
計	145	163	215	220	234

(各年度末日現在)



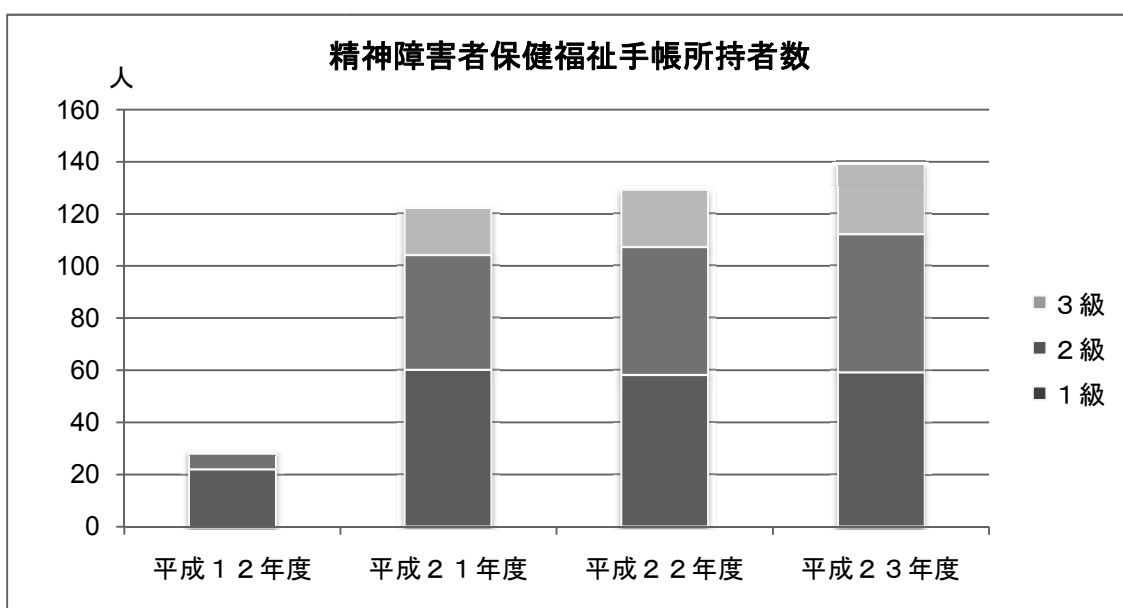
3 精神障がい者の状況

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成24年3月末日現在139人であり、市の総人口46,924人に対する割合は、約0.3%となっています。うち、障がい程度では、1級（重度）が42.4%となっています。

（1）精神障害者保健福祉手帳所持者数

	平成12年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 級	22	60	58	59
2 級	6	44	49	53
3 級	1	18	22	27
計	29	122	129	139

（各年度末日現在）



（2）自立支援医療（精神通院医療）受給者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
件 数	230	245	256

第3章 計画の基本的な考え方

メインテーマ

ともに支えあい 自分らしく暮らす しあわせと安心のまちの実現に向けて

1. 基本理念

障がい者施策の目標は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を実現することにあります。

本計画では、前計画の基本理念である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を踏まえ、そのような社会の実現に向け、障がい者が、障がいを理由とした差別を受けることなく、自己選択と自己決定により、自らの能力を十分に発揮し、自立した生活ができるよう支援していくという考え方を基本とします。

本市の総合計画である「第4次東根市総合計画」におけるめざす都市像の「しあわせつくる 学びと交流のまち」のもと、「ともに支えあい 自分らしく暮らす しあわせと安心のまちの実現に向けて」をメインテーマに、障がいのある人もない人も等しく地域で安心して暮らしていけるよう、インクルーシブ社会（障がいの有無によって分け隔てない社会）の実現に努めます。

本計画の策定にあたっては、障がい者施策の充実を図ることが、すべての市民の幸せにつながることを基本認識にして、次の6点を基本的視点とします。

■すべての市民が安心して暮らせるまちづくり

障がい者にとって住みよい社会は、すべての人にとって住みよい社会です。市民一人ひとりが、障がいや障がい者についての理解を深め、すべての人が社会の中で充実した生活を営むことができる環境の整った地域社会を築いていきます。

■社会モデルに基づく障がい者の定義

障害者基本法第2条における障がい者の定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害も含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となります。この定義を踏まえ、障がい者施策の充実に取り組んでいきます。

■社会のバリアフリー化の推進

ノーマライゼーションの理念である「障がいのある人もない人も同じ条件で暮らしていける社会の実現」を目指し、建物、移動、情報、制度、慣行、心理など、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進めていきます。また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進していきます。

■自己選択と自己決定及びその支援

障がい者が自らの意思で選択・決定する観点から、情報のバリアフリー化、選択の機会が確保されることにより、本人主体の意思決定に向けた支援を進めていきます。

■地域生活への移行促進

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、個々の障がいによるニーズに対応した施策を推進していきます。また、障がい者が自らの選択で適切にサービスを利用できるように、利用者本位の相談、援助等の支援体制づくりの構築を目指します。

■総合的な施策の展開と連携の強化

障がい者施策は、福祉、保健、医療、教育、就労等の広範囲な分野にわたっており、関連する分野それぞれと連携した対応が必要となります。また、国・県・近隣市町村との相互連携を図り、総合的・効果的な施策推進に取り組んでいきます。

2. 主要課題

本市では、これまでノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障がいのある人もない人も地域でともに安心して生活できるよう、障がい者施策の推進に努めてきましたが、障がいの多様化、社会環境の変化、地域の実情を踏まえ、より充実した施策の展開が求められます。

本計画を策定するにあたっては、障がい者及び20歳以上の市民（障がい者手帳所持者を除く）へのアンケート調査を実施し、暮らしの中での課題、市の取り組みへの要望等の把握に努めました。障がい者を「自らの意思で選択・決定し、あらゆる分野の活動に参加する主体」ととらえ、障がい者が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らし続け、かつ可能な限り自立した生活を送れるよう、以下の4テーマを主要課題として本計画に反映させ、施策の充実に努めていきます。

○生活支援の充実

身体障がい、知的障がい及び精神障がいをはじめ、発達障がいや難病等、障がいにはさまざまな種類があり、その障がいの程度も人それぞれです。また障がいの多様化とともに、年齢、家族状況等、障がい者自身の置かれている状況に応じて、障がい者が抱える問題は、福祉のみならず、医療、就労、権利擁護等、より複雑化専門化する傾向にあります。限られた社会資源の中、障がい者が抱える課題に対し、適切な支援を行うためには、より専門的で生活全般にわたる包括的な対応が求められます。障がい者を取り巻く環境が多様化する中、障がい者一人ひとりのニーズを的確に把握し、障がい者自身の意向を踏まえた適切な支援に結び付けることが課題となります。

○社会的な自立の促進

障がい者一人ひとりが、自己選択と自己決定のもと、地域の中で自立した暮らしを送るためには、きめ細やかな教育・療育と個々の障がいに応じた就労への支援の充実が必要となります。

特に、就労については、自らの能力を十分に発揮し、自立した生活を送るための社会的基盤として重要であり、障がい者自身の自己決定による幅広い選択ができるよう支援していくことが求められます。そのためには、障がいの早期発見に努め、障がいに応じた適切な保育・教育の充実と学校教育修了後の就労について、ライフステージに応じた一貫した支援が課題となります。

○積極的な社会参加の促進

障がい者が地域社会の中でいきいきと暮らし、積極的な社会参加を実現するためには、障がい者自身が積極的に社会にかかわる機会を増やすと同時に、障がいや障がい者に対する理解を深めるための活動に努め、社会参加のための環境整備を図る必要があります。ノ

ーマライゼーションの理念である「障がいのある人もない人も同じ条件で暮らしていける社会の実現」を目指し、すべての人にやさしいまちづくりの施策の充実が求められます。

○市民参加による計画の総合的な推進

障がいのある人がともに地域で暮らすことのできる社会を築くためには、福祉、保健、医療、教育、就労等の広範囲な分野にわたっており、行政はもとより、市民や福祉団体、関係機関がそれぞれに役割を分担し、連携協力して施策の推進に取り組む必要があります。

そのためには、行政・市民・事業者等の役割を明確にし、市民総ぐるみで取り組めるようにする体制の整備が求められます。

また、増大・多様化するニーズに的確に対応し、各施策が効果的・総合的に推進できるよう、人材の養成・確保、福祉施設の整備、関係機関との連携強化等推進基盤を整備するとともに、障がい者が地域の中で自立していくためには、現在進められているさまざまな施策を障がい者自身の視点で、いかに使いやすいものとしていくかが課題です。

3. 基本目標

計画の基本理念の実現を目的とし、前述の4つの主要課題に取り組んでいくため、以下の4つを基本目標として掲げ、それぞれについて施策の方向性を示します。

基本目標1 安心して暮らせるまちにむけて

- ・障がい者が地域生活を送る上で、さまざまな課題に対応できる相談支援体制の充実をはじめ、利用者本位の視点に立った、地域における自立生活を支援する福祉サービスを提供します。
- ・障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見のための対策を推進し、保健・医療・福祉の連携のもと、保健・医療サービスの充実に努めます。
- ・地域生活の基盤となる住宅整備への支援をはじめ、障がいのある人もない人も、安心・安全な暮らしを送れるよう防災・防犯対策の充実等、生活環境の整備を推進します。

基本目標2 自分らしく学び・働くために

- ・障がいの早期発見・早期療養に努め、多様な障がいに対応した一貫性のある教育・療育体制の充実を図ります。
- ・就労意欲のある障がい者が、個々の障がいの特性に合わせながら、自らが希望する仕事につき、いきいきと仕事を続けていけるよう、就労に関する総合的な支援を推進します。

基本目標3 こころ豊かな交流の充実

- ・道路、建築物、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、心のバリアフリーや情報のバリアフリーを推進します。
- ・地域での多様な交流やふれあいの場の機会を創出するとともに、障がい者を支えるボランティアや障がい者団体の活動の振興を図ります。

基本目標4 とともに支えあうまちへ

- ・「市民とともに」を基本として本計画が推進されるよう、市、障がい者自身も含む市民及び関係機関の連携強化を推進し、また、庁内推進体制の整備を図ります。

4. 施策の体系

基本目標	施策分野	主要施策
基本目標 1 安心して暮らせる まちにむけて	1. 在宅福祉サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 権利擁護の向上
	2. 保健・医療の充実	(1) 保健サービスの充実 (2) 医療の充実 (3) 心の健康づくりの充実
	3. 生活環境の整備	(1) 住宅施策の充実 (2) 防災の充実 (3) 防犯対策の充実
基本目標 2 自分らしく学び ・働くために	1. 障がい児教育 ・療育の充実	(1) 保育・療育の充実 (2) 障がい児教育の充実
	2. 雇用・就労の充実	(1) 一般就労支援の充実 (2) 福祉的就労の充実
基本目標 3 ところ豊かな交流の充実	1. バリアフリー のまちづくり推進	(1) 心のバリアフリーの推進 (2) 建築物等のバリアフリー化 の推進 (3) 情報のバリアフリーの推進
	2. 社会参加活動の促進	(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進 (2) 交流活動の充実 (3) 移動支援の充実
基本目標 4 とともに支えあうまちへ	計画の推進体制	計画の推進体制の整備

第4章 施策の展開

基本目標 1 安心して暮らせるまちにむけて

1. 在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、障がいの特性や程度に応じ、必要な時に適切な支援を受けられるよう、さまざまな福祉サービスの充実が求められます。同時に、生活の中での課題をいつでも気軽に相談できる身近な相談支援体制の充実と「自己選択・自己決定」を支援する権利擁護施策の促進により、福祉サービスの適切な利用を図る必要があります。

障害者自立支援法施行後、身体障がい・知的障がい・精神障がいに係る福祉サービスについて、従来の障がい種別ごとに分かれていた事業体系を、障がい種別を問わず、市町村が一元的に提供する仕組みが導入され、本市においても新たなサービス体系による障がい福祉サービスの提供を行ってきました。

また、市が委託する障がい者相談支援事業所「サポートセンターういんず」（河北町）をはじめ、障がい者相談員や民生委員・児童委員等、障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図ってきました。

判断能力の低下による意思表示が困難な方の権利擁護施策としては、成年後見制度や市社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業があり、制度の周知と利用促進を図っています。また、平成24年10月より「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」（障害者虐待防止法）の施行により、市町村においては「市町村障害者虐待防止センター」の機能を果たすことが求められ、市では障がい者に対する虐待の防止・早期発見・早期対応に努めています。

現在の障がい福祉サービスは、利用者のニーズに合わせた多様なサービスの提供を行っていますが、制度の複雑化により、利用者が十分に制度を理解して利用することが難しい状況にあります。障がい者手帳所持者へのアンケート調査によると、主な相談相手としては、家族・親戚が最も多い結果となりましたが、「福祉の相談ができる場所が少ない」「福祉制度の情報提供が少ない」などの意見もあり、福祉サービスの利用意向では、相談支援事業の利用意向が最も高い結果となりました。成年後見制度についても、制度内容について「知らない」と回答した方が約半数となり、制度についてのさらなる周知・啓発が求められることが分かりました。

平成24年度に施行された改正障害者自立支援法により、サービス利用計画対象者の大幅な拡大、相談支援事業の個別給付化など、相談支援事業の拡充が図られました。本市では、平成24年3月に「第3期東根市障がい福祉計画」（平成24年度～平成26年度）を策定し、相談支援事業を含む障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量とその

確保の方策を定めております。今後は、障がい福祉計画を踏まえ、必要なサービス量の確保、サービスの質の向上や提供体制の整備に努めていきます。平成25年度からは、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、対象者に難病患者を加える等、障がい福祉サービスの制度及びサービス内容も順次改正されていく予定であり、その円滑な実施と制度の周知が求められます。

また、国においては、障害者基本法の内容を具体化する「障がい者差別の禁止に関する法律」の検討が進められており、差別禁止や虐待防止等、障がい者の権利擁護に対する法整備や社会の関心が高まっているなか、関連法や制度を踏まえ、障がい者の権利擁護に対する理解・啓発を進めていくとともに、成年後見制度や日常生活支援事業等の各種制度・事業の周知と利用の促進を図り、障がい者の権利を守り、自立した生活を支援する体制づくりが求められます。

【施策の体系】

1. 在宅福祉サービスの充実

（1）相談支援体制の充実

福祉サービス・制度の適切な利用を支える相談支援の充実を図り、障がい者及びその家族が気軽に利用でき、適切な支援を行う相談支援体制の整備に取り組みます。

（2）福祉サービスの充実

障がい者の地域生活を支援するため、利用者のニーズや個々の障がい特性に応じた福祉サービスを提供するとともに、利用者本位の視点に立ったサービス提供体制の確保に努めます。

（3）権利擁護の向上

障がい者が地域で安心して生活をしていくため、障がい者に対する差別や虐待の防止、日常生活や福祉サービス利用などを支援する取り組みに努めます。

【主要施策】

（1）相談支援体制の充実

①相談支援の充実

- ◆研修・講演への積極的な担当職員の派遣等、職員の専門的知識の向上に努めるとともに、庁内部署及び関係機関と連携し、窓口対応・相談支援の充実に努めます。
- ◆計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）など、障がい者が抱えるさまざまな問題に対し、きめ細やかな支援が行えるように、相談支援事業の計画的な提供と支援体制の充実を図ります。

②地域相談支援体制の推進

- ◆障がい者や家族からのさまざまな相談内容に応じて、サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関との連携を図り、障がい者相談員や民生委員児童委員など、身近な相談窓口や専門的な相談機関に至る総合的な相談支援体制を推進します。
- ◆障がい者相談員や民生委員児童委員の日々の相談活動への支援と相談業務の向上を図るための研修の充実に努めていきます。

（２）福祉サービスの充実

①障がい福祉サービスの充実

- ◆障がい者の地域生活支援を目的として、障がい者やその家族のニーズに対応し、利用者の選択肢を確保するため、サービスの質的向上及び量的確保に努めます。
- ◆訪問系サービスでは、県・事業者と連携し、ヘルパーの確保に努め、障がいの種別にかかわらず、サービス提供が可能となる体制の整備を促進します。
- ◆日中活動系サービスでは、障がい者の地域移行を促進するため、県・事業者と連携し、福祉的就労を提供する就労継続支援事業、福祉的就労から一般就労への移行を支援する就労移行支援事業を中心に、サービス提供体制の充実に努めます。
- ◆居住系サービスでは、施設入所者の地域移行を促進するとともに、事業者と連携し、グループホームやケアホームについて、地域住民の合意形成に努めながらサービス提供体制の整備を促進します。

②地域生活支援事業の充実

- ◆地域生活支援事業は、市町村が柔軟な形態で実施できる事業であることから、障がい者のニーズを把握し、各種事業の展開を図ります。

③補装具、日常生活用具の給付事業の充実

- ◆障がい者の身体機能を補完又は代替する補装具及び日常生活がより円滑に行われるための日常生活用具について、制度内容の周知の充実に努めるとともに、利用者のニーズや他法他制度を踏まえた適切な支給に努めます。

（３）権利擁護の向上

①権利擁護の推進

- ◆成年後見制度等の権利擁護施策について、障がい者や判断能力やコミュニケーション能力に不安がある人の家族に対し、制度の周知と利用促進を図ります。

②障がい者虐待防止の推進

- ◆障害者虐待防止法に基づき、障がい者に対する虐待の防止・早期発見・早期対応を図るための体制整備に努めます。
- ◆障がい者虐待についての周知を図るとともに、虐待に関する通報窓口、保護、助言及び指導を行う「市町村障害者虐待防止センター」としての機能の充実に努めます。

③障がい者差別禁止の推進

- ◆障がいを理由とする障がい者への差別の禁止について、今後の法制度の動向も踏まえ、理解と啓発及び障がい者差別禁止に対する取り組みを進めます。

2. 保健・医療の充実

【現状と課題】

障がいには、先天的な障がいと、がんや脳卒中、糖尿病などのいわゆる生活習慣病、うつ病等の精神疾患や事故等による後天的な障がい（中途障がい）があり、高齢化の進展や社会環境の変化に伴い、障がい者のうち、この「中途障がい」の占める割合が近年増加傾向にあります。生活習慣の改善やメンタルヘルス対策の充実を図り、健康の増進に努めることが求められるとともに、疾病の早期治療は、その後引き起こされる可能性のある障がいの予防においても重要であり、障がい者が医療を受けやすい体制の整備が必要となります。

乳児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとって大切な時期であり、障がいの可能性や発達に不安がある場合、早期に状況を把握し、適切な支援に繋がるとともに、保護者が抱えている不安や疑問への相談を行うなど、保護者が子どもの障がいを受容していくことへの支援も求められます。

市では、「健康ひがしね21」に基づき、生活習慣病などの疾病を予防するため、健康診査や各種検診、健康教室などの健康づくり事業、保健師による健康相談や訪問指導を通じて生活習慣の改善に努めています。また、妊産婦健診や、発達段階に応じ、乳幼児全戸訪問、1歳6カ月児健診や3歳児健診などの乳幼児健診や育児相談を実施し、障がいの早期発見に努めるとともに、児童相談所などの専門機関や医療機関との連携による発達相談・支援体制の整備に取り組んできました。

医療については、医師会等と連携し、地域の医療体制の充実に取り組むとともに、通院等介助などの福祉サービスによる通院への支援を行っています。また、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、重度心身障がい（児）者医療費助成制度を実施しているほか、特定疾患医療費助成制度の情報提供を行っています。

障がい者手帳所持者へのアンケート調査によると、障がい者手帳の取得時期について、身体障がい者では「50歳～64歳」、知的障がい者では「0～17歳」、精神障がい者では「30歳代」の回答の割合がそれぞれ高く、また、身体障がい者及び精神障がい者のうち健康面での悩みや不安を感じている方が多い傾向にあることが分かりました。

今後は、健康診査や各種検診をはじめとして、障がいの早期発見体制の充実を図るとともに、必要な保健サービスを受けることができるよう努めていく必要があります。

また、母子保健事業の充実にも努めるとともに、療育機関や医療機関との連携を図りながら、一人ひとりの状況やライフステージに応じて、障がいのある、またはあると思われる子どもが、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられる体制の整備が重要です。

うつ病は、はっきりした原因やきっかけがなく起こる場合や本人の自覚がない場合もあり、誰もがなる可能性のある病気です。家族や周囲の人が心の不調に気づき、早期に医療機関の受診に繋げるなど、適切な対応をすることで発症予防や状態の改善が図られることがあります。そのためには、ストレスやうつ症状など、「心の問題」に関する正しい知識と

啓発とともに、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、心の問題について身近に安心して相談できる環境を作ることが必要です。また、平成24年においては、平成10年以降はじめて年間自殺者数が3万人を下回りましたが、依然として高い結果であり、うつ病を発症して自殺に追い込まれる人も少なくなく、心の健康や経済問題など、さまざまな要因を踏まえた社会的な取り組みとしての自殺対策事業が求められます。

【施策の体系】

2. 保健・医療の充実

(1) 保健サービスの充実

市民の健康の保持・増進を図り、生活習慣病等を原因とする障がいの予防に努めるとともに、発達に応じた健診や各種検診の実施など、障がいの早期発見に努めます。

(2) 医療の充実

医療費の助成、通院時の支援等に取り組み、地域で必要な医療を受けるための環境整備に努めます。

(3) 心の健康づくりの充実

心の健康、精神保健に関する啓発や相談の充実とともに、自殺対策、社会参加のための取り組みを進めます。

【主要な施策】

(1) 保健サービスの充実

①健康づくりの推進

- ◆障がいの原因となる生活習慣病の予防や早期発見のため、健康診査や各がん検診の受診率の向上を目指すとともに、健康教室やイベントを通した健康づくり事業への参加促進と意識啓発を推進していきます。

②乳幼児健診の充実

- ◆乳幼児に対する全戸訪問、健康診査及び育児相談を実施し、障がいの早期発見及び早期療育へと必要な支援が適切につながっていくように努めるとともに、医療機関・専門機関との連携を図り、子どもの発達支援を推進します。
- ◆家庭相談員、児童相談所と連携した育児相談を実施し、育児に関する親の不安の解消に努めるとともに、障がいのある子どもを持つ親の障がい受容を支援します。

（２）医療の充実

①地域医療体制の充実

- ◆医師会・歯科医師会等と連携し、障がい者が必要な医療を地域で受診しやすい体制づくりを推進します。

②医療費助成の実施

- ◆自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）や重度の障がい者を対象とした重度心身障がい（児）者医療制度を実施し、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。

③通院支援の充実

- ◆福祉サービスにおける通院等介助の提供や重度障がい者を対象としたリフト付きタクシー利用への助成を実施し、通院時の外出介助や交通費の軽減を図ります。

（３）心の健康づくりの充実

①心の健康づくりの推進

- ◆保健所、精神保健福祉センター、医療機関と連携し、精神保健相談に応じるとともに、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を推進します。
- ◆精神障がい者の地域生活を支える場として、地域生活支援センターを活用し、相談支援事業とともに、交流や日中活動の場の提供を行います。

②自殺対策の推進

- ◆自殺対策基本法や国の施策を踏まえ、うつ病や自殺予防に関する相談の充実を図るとともに、心の健康に関する講演や研修を実施します。

3. 生活環境の整備

【現状と課題】

障がい者が地域で自立した暮らしを営むためには、自立生活を可能とする生活環境の整備が必要となります。生活の場となる住宅の確保はもとより、防災対策、防犯などの生活の安全対策が求められます。

市では、日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具として、手すりの取り付けや段差解消、滑り防止などの住宅改修に対する補助事業を実施しています。

また、東日本大震災以後、全国的に防災に対する意識は高まっており、本市においても防災対策の充実が求められます。「災害時要援護者」として、障がい者や高齢者など、災害発生時に自力避難が困難な状況に置かれる人に対し、市では災害発生時における支援計画として「東根市災害時要援護者支援計画」を策定し、支援体制の整備を進めています。

障がい者手帳所持者へのアンケート調査によると、希望する住まいの場としては、地域で家族と一緒に生活を希望する方が多いことがわかりました。災害発生時の課題としては、避難場所での治療、薬の確保及び避難時の移動支援についての回答が多く、災害発生時には、避難誘導の充実とともに避難場所での支援の充実が求められています。また、外出時の課題として、交通事故への不安が最も高い調査結果となり、交通安全対策の充実が求められています。

今後は、障がい者の住宅施策について、障がい者のニーズを十分考慮し、他法他制度との適用関係を踏まえ、住宅改修の給付に関して、適正な事業の取り組みを継続していくことが求められます。また、公営住宅においては、障がい者や高齢者に配慮し、優先的な入居を図るとともに、入居状況に応じた公営住宅のバリアフリー化の推進が求められます。施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行においては、グループホームやケアホームなど、地域において安心して暮らせる居住環境を確保に努めるとともに、住居の確保に関する相談を行うなど、地域生活の自立を促進する支援が必要となり、福祉や建設を中心として、関係部署及び関係機関の連携による障がい者の住まい確保への支援が求められます。

災害時の初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人との連携がいかにか確立されているかに大きく左右されます。東根市地域防災計画をはじめ、災害時要援護者支援計画など各計画を踏まえ、移動・情報提供・コミュニケーション・介助・医療など、さまざまな障がい特性に配慮した防災対策の推進が求められます。

近年、障がい者や高齢者を狙った犯罪が全国的に増加傾向にあり、防犯知識の周知や悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供をはじめ、関係機関と連携した防犯活動が求められます。交通安全対策については、警察署等との連携を図りながら、障がい者の視点を踏まえ、取り組んでいく必要があります。

【施策の体系】

3. 生活環境の整備

(1) 住宅施策の充実

障がい者の自立生活を可能とする住宅確保への支援として、住宅改修費の給付や地域移行における相談支援の充実を図ります。

(2) 防災の充実

災害等の緊急時に適切な支援を行い、安全を確保するため、防災対策の推進を図ります。

(3) 防犯対策の充実

障がい者が犯罪や悪質商法の被害にあわない環境づくりを進めるとともに、安全な交通環境づくりに取り組んでいきます。

【主要施策】

(1) 住宅施策の充実

①障がい者住宅施策の推進

- ◆障がい者が住み慣れた住宅で生活を継続できるよう、手すりの設置や段差の解消等に対する住宅改修費を給付することにより、障がい者の自立生活を支援します。

②公営住宅の整備

- ◆公営住宅の整備の際に、高齢者や障がい者に配慮した整備・改善を促進します。

③地域相談支援の充実

- ◆障がい者支援施設入所者等に対し、地域移行・地域定着への相談支援を行う等、施設から地域生活へ移行するための支援を促進します。

(2) 防災の充実

①防災対策の充実

- ◆東根市地域防災計画及び東根市災害時要援護者支援計画に基づき、災害時に支援が必要となる方の把握に努め、地域における災害時の支援体制の確立を促進するとともに防災情報の周知及び意識の啓発を図ります。
- ◆災害時の避難場所での生活に、特別な配慮を必要とする避難者については、必要に応じて福祉避難所と連携して支援を行います。また、障がい者及びその家族が不自由なく避難所で生活するための環境整備に努めるとともに、医療及び日常生活に必要な物品を確保できる体制を整備します。

（３）防犯対策の充実

①防犯体制の充実

- ◆防犯意識の高揚に向けた広報啓発活動を推進するとともに、警察等の関係機関や地域の自治組織と連携し、防犯対策の充実を図ります。
- ◆消費生活に関する身近な相談窓口として消費生活センターを設置し、防犯知識の普及啓発と消費者被害防止の充実を図ります。

②交通安全対策の推進

- ◆障がい者の利用頻度の高い道路網等、地域の実情を踏まえ、警察署等の関係機関と連携を図りながら、啓発活動の推進及び障がい者の視点に立った交通安全対策の充実を図ります。

基本目標 2 自分らしく学び・働くために

1. 障がい児教育・療育の充実

【現状と課題】

障がいのある子ども一人ひとりがその可能性を伸ばし、いきいきと発達していくためには、障がいの可能性や発達に不安がある場合に、早期に状況を把握し、適切な療育を受けることが大切です。そして、発達に応じ、個々の障がい特性やニーズに配慮したきめ細やかな保育・教育が求められます。

市では「東根市次世代育成行動計画」のもと、障がい児への支援の充実を図っており、乳幼児を対象とした母子保健事業として、乳児健康診査をはじめとする発達に応じた健診、誰でも相談できるすくすく育児相談や児童相談所と連携した保育所・幼稚園への巡回相談を実施し、育児支援を図るとともに障がいの早期発見に努めています。

市内保育所等においては、障がい児の受け入れを実施するとともに、子どもの健やかな成長を支援し、発達に応じた保育の充実を図るため、障がいのある、またはあると思われる子どもの状況把握と早期に適切な支援につながるよう、臨床心理士や県内の療育の中心となる県立療育訓練センターなどの関係機関と連携した発達相談・支援体制を整備しています。

障がい児教育は、障がいの程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、複数の障がい種別に対応した教育を実施する「特別支援教育」へと大きく転換しました。これにより、新たな教育的支援体制のもとで、個別の教育支援計画に基づき教育内容や方法を工夫しながら、指導の充実に努めていくこととなり、本市においてもその実施に努めてきました。市内の小中学校の特別支援学級については、各小中学校において、支援を必要とする児童生徒の在籍状況を踏まえた適正な特別支援学級の設置を行っています。また、発達障がいや高次脳機能障がいなど、障がいの多様化が進むなか、通常学級においても支援を必要とする児童生徒は増えており、学校生活への適応や自立に向けた指導・支援を行うため、スクールサポーターの配置を行う等、障がいの程度や特性に応じた学習環境の整備に努めています。

教育機会の選択は人生の大きな岐路の一つです。市では、児童一人ひとりの教育ニーズに応じた就学を促進するため、各保育所・幼稚園や関係機関と連携のもと、就学相談や就学時健診を実施し、適正な就学指導に努めています。また、就学指導委員会の委員に福祉・子育て部門の職員を委嘱し、就学指導について連携した取り組みを行っています。

平成25年度からは、村山特別支援学校楯岡校が「県立楯岡特別支援学校」として本校化し、北村山地域における特別支援教育のさらなる充実が図られることとなります。

地域の身近な療育の場については、心身障がい児小規模通園事業として東根児童館の運営を行っています。高度な技術知識や企画力を生かすため、NPO法人への業務委託を行い、また市内保育所や県の療育訓練センター等の関係機関と連携した統合保育を実施し、

総合的な支援体制の整備を行っています。平成24年4月より、児童福祉法の改正に伴い、障がいのある子どもに対する通所支援・相談支援が大幅に再編・拡充されました。障がいの重複・重度化、発達障がい等の障がいの多様化の進むなか、障がい児通所サービスの円滑な実施とサービス提供体制の確保に努めていくことが求められます。

障がい者手帳所持者へのアンケート調査によると、学校や保育所等への通学・通園が課題との回答が多く、教育内容の充実とともに福祉的支援が求められる結果となり、教育と福祉の連携による教育環境の整備促進が求められます。

今後はさらに、保護者の意向を十分に把握し、子ども一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じ、発達ステージが変わっても一貫してつながった支援として、福祉、保健、保育、教育の各部門の連携のもと、支援者間のつながりを強化した総合的な支援体制を整備することが必要です。

【施策の体系】

1. 障がい児の教育・療育の充実

(1) 保育・療育の充実

障がいのある子どもが、身近な地域で、障がい特性に応じた保育や療育を受けられるよう、福祉・保健・保育・教育などの各分野が連携した、総合的な支援体制の整備に取り組みます。

(2) 障がい児教育の充実

障がいのある児童生徒が、その能力や可能性を伸ばし、すこやかに成長していくため、個々の障がい特性やニーズに配慮したきめ細やかな教育を行います。

【主要施策】

(1) 保育・療育の充実

①障がいの早期発見・支援体制の充実

◆乳幼児に対する健診の実施や臨床心理士を定期的に保育所・幼稚園に派遣し、相談業務を実施する等、障がいの早期発見に努めるとともに、医療機関や療育機関と連携し、早期に適切な支援が受けられるよう体制の充実を図ります。

②障がい児保育の充実

◆公立保育所における障がい児受け入れの実施を継続するとともに、必要に応じた保育士・看護師の確保並びに職員の資質向上に努め、障がい児保育の充実を図ります。

③療育の充実

◆福祉部門と保育部門が連携し、療育施設と保育施設の相互利用を図るとともに、心身障

がい児通園事業の充実に努めます。

- ◆障がい児通所サービスの円滑な実施とサービス提供体制の確保に努めます。

（２）障がい児教育の充実

①就学指導の充実

- ◆障がい児の適正な就学指導を進めるために、各幼稚園・保育所、学校、関係機関との連携を密にし、就学前の障がい児と保護者を対象とした就学相談・就学时健診を実施し、適正な就学に努めます。

②学校教育の充実

- ◆障がいのある児童・生徒の就学については、適性に応じた支援を行うため、保護者や関係機関と連携しながら、一人ひとりのニーズに応じた教育支援計画を作成し、適切な教育・指導の充実に図ります。
- ◆広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD/HD）など、さまざまな障がい特性に応じた支援体制の整備促進に努めます。
- ◆障がいのある児童・生徒が個々の障がいに応じた教育を身近に確保できるよう、児童・生徒に応じた小・中学校での特別支援学級の設置に努めるとともに、特別支援学校との連携を強化し、特別支援教育の充実に図ります。
- ◆障がい児教育に関する専門知識と技能の向上を図るため、教職員の研修の充実に推進します。

③学校施設のバリアフリー化の推進

- ◆小・中学校において、障がいのある児童生徒が安全かつ快適に学校生活を送れるよう、施設・設備の改善やバリアフリー化を推進します。

④進路指導の充実

- ◆卒業後の進学や就労など、福祉・雇用・教育の分野での連携を図り、進路指導の充実に努め、社会的自立の促進を図ります。

⑤関係機関の連携強化

- ◆一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、乳幼児期や学齢期等、発達ステージが変わっても、保育・教育・医療・福祉等の各関係機関の情報を支援者間で共有することにより、各関係機関の連携のもと、一貫した支援が行われるよう体制を整備します。

2. 雇用・就労の促進

【現状と課題】

障がい者の雇用・就労は、障がい者施策の基本理念である「ノーマライゼーション」の実現のため、障がい者の社会参加及び社会的自立に向けた生活の基盤として重要です。障がい者が自らの能力を活かし、自身の適性に合った、働く場を確保することが必要です。

国では、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、公的機関や民間企業に対し障がい者の法定雇用率を設定し、その達成の促進を図っております。雇用・就労への支援については、就職に向けた準備支援から、就職後の職場適応支援まで一貫した支援が必要であり、公共職業安定所、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者、特別支援学校等さまざまな関係機関の連携が求められます。また、経済情勢の変化による厳しい雇用情勢のなか、市内の障がい者雇用への一層の取り組みが求められています。

障がい等の理由により企業で働けない人のため、福祉サービスによる就労継続支援の提供を行っており、働く場・生産活動の場としての役割のみならず、日中活動を通して、多くの人とのふれあいの場や困ったときの相談の場となるなど、多面的な役割を果たしています。また、雇用・就労へ向けて、必要な能力・知識を獲得するための訓練・学習を行うため、就労移行支援を提供し、関係機関と連携し、福祉的就労から一般就労への移行促進を図っています。

障がい者手帳所持者へのアンケート調査では、障がい者の就労状況は約4割となり、障がい別では、身体障がい者の就労の割合が他の障がいよりも高い結果となりました。また就労が難しい理由として、病気・障がい、年齢による要因が多く見られ、就労に必要なこととしては、職場における障がいに対する理解や柔軟な就労形態が求められることが分かりました。

今後も障がい者雇用・就労に関する啓発活動を継続的に展開し、障がい者雇用を推進するとともに、障がいの特性に適した多様な就労が可能となるよう、関係機関と連携した支援が求められます。

また、福祉的就労から一般就労への移行を促進するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」や県の工賃向上計画を踏まえ、就労継続支援事業所等の福祉的就労の場の安定的な確保を図る必要があります。また、就労支援の質を向上するために、県と連携し、障がい福祉サービス事業所の研修会の実施などによる専門性の向上や、北村山地域自立支援協議会を中心とした事業所間の情報交換等の促進を図ります。

【施策の体系】

2. 雇用・就労の充実

(1) 一般就労支援の充実

障がい者が社会の一員として、個々の障がいの特性に合わせながら、自らが希望する仕事につき、自立した生活を送れるよう、雇用・就労の支援に取り組みます。

(2) 福祉的就労の充実

障がいを理由として、企業で働くことが難しい障がい者に対して、福祉施設での就労機会の提供や就労訓練・学習による一般就労へ向けた支援を行います。

【主要施策】

(1) 一般就労支援の充実

①障がい者雇用の促進

◆障がい者雇用の促進を図るため、公共職業安定所等と連携し、法定雇用率の達成や職場の障がい者への理解等、障がい者雇用に係る啓発活動を行います。

②就労に対する相談体制・情報提供の充実

◆働く意欲を持つ障がい者の就労を支援するため、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、特別支援学校等と連携を図り、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細やかな相談・情報提供に努めます。

◆就労移行支援、トライアル雇用やジョブコーチ等、雇用・就労、職場定着への支援に関する周知・啓発を行うとともに、関係機関と連携し、適切な支援に結び付くよう努めます。

(2) 福祉的就労の充実

①障がい福祉サービス事業所の物品役務の受注促進

◆市における障がい福祉サービス事業所の商品やサービス活動等の受注を推進するとともに、広く市民・企業に紹介する等、販売の拡大に向けた広報活動の充実を図ります。

②障がい福祉サービス事業所間交流の推進

◆北村山地域自立支援協議会を中心とした障がい福祉サービス事業所間での情報交換により、サービス事業所相互の意識啓発、職員の技術力向上を支援します。

基本目標３　こころ豊かな交流の充実

１．バリアフリーのまちづくり推進

【現状と課題】

障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者自身が自立を図る一方で、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備の推進とともに、障がいのある人もない人もすべての人がお互いに尊重し、助け合い、市民一人ひとりが障がいや障がい者についての理解を深め、偏見や差別等の心の壁を取り除く「心のバリアフリー」が大切です。また、意思が相手に的確に伝わり、必要な時にニーズに合った情報が得られることは、自己決定及び自己選択のもと、障がい者が地域で自立して暮らしていくためには不可欠なことです。「情報のバリアフリー」として、個々の障がい特性に配慮した細やかな情報提供やコミュニケーションへの支援が求められます。

市ではこれまで、国が定める「障がい者週間」を中心に、市民の障がい者に対する理解と認識を深めるための広報・啓発活動を推進してきました。また、教育活動全般を通じた障がいや障がい者についての理解を深める福祉教育や小・中学校の通常学級や特別支援学級、特別支援学校の児童生徒の交流を通じた相互理解の促進に努めています。

市内の歩行空間や交通環境、公共施設等の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）及び「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、障がいの有無に関わらず、すべての市民の移動及び施設利用の安全性と快適性の向上に努めています。

情報・コミュニケーション支援としては、補装具費の支給や日常生活用具等の給付、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣を実施しています。ボランティアサークルと連携し、市報の音声版として「声の広報」を作成しており、視覚障がい者に対する市政情報の提供に努めています。また、各種制度・サービス等を掲載したパンフレットを作成し、障がい者手帳交付時に配布・説明することで、福祉サービスの利用促進を図っています。

障がい者手帳所持者へのアンケート調査によると、障がいについての市民の理解について、理解が進んでいるとの回答が多く、障がいに対する理解を深めるために必要なこととしては、啓発活動や教育の充実が求められることが分かりました。

今後は、障がい者に対する市民の理解を深めていくため、講演等を通じて市民に対する啓発活動や、児童生徒の発達段階に応じた障がいに対する理解を促進する教育や交流の充実が求められます。

また、障がいのある人もない人も、積極的に外出し、社会参加していくため、歩行空間については、中心市街地等障がい者の利用頻度を勘案しながら、段差の解消、車いす同士のすれ違いが可能な幅の広い道路の整備や視覚障がい者誘導ブロックの設置等の計画的な推進が求められます。公共施設においては、段差解消や点字ブロック、身障者用駐車場や

多機能型トイレの設置等、障がい者の社会参加を促進するための施設整備を進める必要があります。「山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度」により、県と共同で身障者用駐車場の適正利用を推進していますが、利用マナーも含め、制度について周知の継続を行っていきます。

また、情報提供やコミュニケーション支援の継続的な実施とともに、障がい者が安心して申請や相談ができるよう、市窓口での障がい者への配慮を行うとともに、情報のバリアフリーについて、医療機関等、関係機関への啓発活動を強化し、全市的な推進を図ります。

【施策の体系】

1. バリアフリーのまちづくり推進

(1) 心のバリアフリーの推進

障がいのある人もない人も誰もが互いを思いやり、支え合って共に生きる社会を実現するため、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発をはじめ、福祉に関する意識を高める教育・研修等の取り組みを進めます。

(2) 建築物等のバリアフリー化の推進

誰もが安全かつ快適に社会参加できる環境の実現に向けて、道路、公共施設などを中心とした環境整備を行い、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点による福祉のまちづくりを推進していきます。

(3) 情報のバリアフリーの推進

日常生活や社会生活に必要な情報を取得することができるよう、障がい特性に配慮したわかりやすい情報提供とともに、手話通訳などのコミュニケーション支援の充実を図ります。

【主要施策】

(1) 心のバリアフリーの推進

①障がいに対する理解の促進

- ◆障がいについての理解を促進するための講演会や研修等、啓発活動の充実を図ります。
- ◆精神障がいや発達障がい、難病に関する正しい知識の啓発と理解の促進を図り、社会的な誤解や偏見等の解消に努めます。
- ◆職員研修や県・関係機関が実施する研修へ市職員を派遣し、障がいや障がい者に関する知識や理解を深めるための取り組みを推進します。

②福祉教育の推進

- ◆教育活動全般を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、障がいや障がい者など、福祉につ

いての理解を深める福祉教育を推進します。

- ◆福祉教育を推進するため、教職員研修の充実及び福祉教材の充実を図ります。
- ◆地域での障がいに関する理解を深めるため、各種講座の開催等、学習機会の充実を図ります。

③啓発・広報の推進

- ◆障がい理解の啓発について、市報「ひがしね」や市ホームページ等の多様なメディアを活用し、積極的な広報活動を展開します。

（２）建築物等のバリアフリー化の推進

①建築物のバリアフリー化の推進

- ◆「バリアフリー新法」及び「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいた歩行空間や交通環境、公共施設等の整備を進めることにより、障がい者の移動や施設利用の安全性と快適性を高め、誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
- ◆障がい者の外出や社会参加を促進するため、公共施設の新設や既存施設のトイレ改修の際には、多機能トイレの整備を図ります。
- ◆不特定多数の人が利用する民間施設については、バリアフリー化の普及啓発を行います。

②障がい者用駐車場の適正利用の推進

- ◆「山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度」については、県と連携を図りながら、制度及び適正な利用の普及啓発を推進します。

（３）情報のバリアフリーの推進

①コミュニケーション支援の充実

- ◆聴覚障がい者の円滑な意思の疎通を支援するため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業を実施するとともに、担い手となる人材の養成、確保を図りながら、その充実に努めます。
- ◆ボランティアサークルとの連携により、市報の音読版「声の広報」を作成し、視覚障がい者への市政情報提供の継続的な実施に努めます。

②福祉サービスのパンフレット作成

- ◆各種制度・サービスを掲載したパンフレットの作成を継続して実施するとともに、情報提供の充実を図ります。

③関係機関等への啓発活動の推進

- ◆聴覚障がい者や視覚障がい者等、窓口等での応対に配慮が必要な場合があることについて、医療機関や金融機関等、関係機関への啓発活動を展開し、障がい者の利便性を向上する取り組みを促進します。

2. 社会参加活動の促進

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、スポーツ・文化活動に参加することは、多くの人たちとの交流やふれあい等を通じて、健康でいきいきとした生活を送るために重要な活動です。また、さまざまな機会を通じて障がい者との交流や障がい者自身の積極的な社会活動への参加を促進することは、市民の障がいや障がい者に対する理解を深めるためにも大切であり、参加しやすい環境の整備や支援を充実していく必要があります。

現在、市では山形県障がい者スポーツ大会に出場する団体への支援、また体育施設や文化施設では、スロープや多機能トイレを設置する等、障がい者に配慮した施設づくりを推進しています。

また、障がい者の外出には困難を伴う場合が多く、これまで市では、障がい者の外出支援として、福祉タクシー利用券の交付等、障がい者社会参加移動促進事業を実施しています。また、障害者自立支援法による視覚障がい者への外出支援としての同行援護をはじめ、地域生活支援事業の移動支援事業、自動車操作訓練費や自動車改造費への助成事業を実施してきました。

障がい者手帳所持者へのアンケート調査では、全般的に外出頻度は高く、主な移動手段としては、自家用車が最も多いことがわかりました。しかし、地域行事・活動の参加には消極的であり、積極的な参加に必要なこととしては、周囲の人の理解や障がい者自身の積極性が求められる結果となりました。

スポーツ、レクリエーション、文化活動が多様化するなか、個々の障がいの状況に合わせた参加しやすいプログラムや参加のきっかけづくり、各活動についての情報提供や活動を支える指導者・ボランティアの人材育成等、推進基盤の充実を図る必要があります。また、障がい者の社会参加を促進するためには、各種イベント・催しを開催する際には、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を配置するなど、障がい者が参加しやすい環境を整備することが求められます。

障がい者や高齢者が住み慣れた地域社会で安心して生きがいを持った生活を送るため、地域福祉の充実が求められており、公的施策とともに、民間福祉活動の活性化を図っていく必要があります。地域における福祉の課題は、地域社会全体の課題であることから、市では「しあわせのやまびこプラン～東根市地域福祉計画～」を策定し、障がい者や高齢者等を地域で支えていく仕組みづくりを進めています。地域で安心して生活していくため、さまざまな人との交流機会の創出や地域福祉の担い手としてのボランティア活動の活性化を図っています。

同じ障がいを持つ人との交流により、障がいを受け入れ、障がいに伴う困難さを克服していくきっかけにもなります。障がい種別ごとに団体が組織され、障がいを受容しながら社会的な自立に向けた活動を行っており、これら団体と協力しながら、市民の障がい理解の推進と障がい者自身の障がいの受容への支援に努めます。

また、生活スタイルに応じた外出支援サービスの多様化を図るとともに、市民バスについては、今後も公共交通機関として、低床バスの導入など、バスのバリアフリー化を推進するとともに、「より利用しやすいバス」を目指す取り組みが求められます。

【施策の体系】

2. 社会参加活動の推進

(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進

障がい者のスポーツやレクリエーション活動、文化活動を促進し、参加機会の拡充とともに参加の際の活動支援を行います。

(2) 交流活動の促進

障がい者が生きがいをもち、地域のさまざまな活動に参加することができる環境づくりを進めるとともに、ボランティア活動の推進など、地域福祉の充実に取り組みます。

(3) 移動支援の充実

福祉タクシー利用券や給油助成券、移動支援事業など、外出支援のための多様なサービスの充実に取り組みます。

【主要施策】

(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進

① スポーツ・文化活動の参加促進

- ◆スポーツ・文化行事の際に、手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の派遣等、障がい者が参加しやすい環境整備を推進します。
- ◆障がい者が気軽にスポーツ・文化活動に親しめるよう、情報収集に努めるとともに、関係機関と連携し、情報提供の充実に努めます。

② 施設の整備推進

- ◆体育施設や文化施設については、多機能トイレや障がい者用駐車スペースの確保、スロープの設置等、誰でも利用できるユニバーサルデザインの視点に立った施設の整備を推進します。

(2) 交流活動の促進

① 地域福祉の推進

- ◆地域福祉計画に基づき、障がいのある人もない人も、地域で生活する人たちが互いを気遣い、支え合っていく地域社会の実現を目指し、地域福祉のネットワークや見守りの仕組みづくりを推進します。

②ボランティア活動の推進

- ◆ボランティア活動を効果的・効率的に進めるため、市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティア活動の支援を行います。

③障がい者団体の活動支援

- ◆障がい者当事者団体の育成と活動の支援を図り、障がい者の自主的な交流活動や社会参加活動の促進を図ります。

（３）移動支援の充実

①移動支援対策の充実

- ◆障がい者の社会参加を促進するため、障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、移動支援事業については、国の動向を踏まえ、より利用しやすいサービスを目指します。
- ◆福祉タクシー券の交付等により、障がい者の外出を支援します。

②低床バスの導入推進

- ◆車いすの利用者をはじめ、障がい者が利用しやすいように、市民バスの更新時には低床バスの導入を検討します。

基本目標 4 とともに支えあうまちへ

計画の推進体制の整備

【現状と課題】

障がい者が地域で自立した生活を営むための支援については、福祉分野のみならず、保健・医療・教育・雇用就労・生活環境等幅広い分野にわたって施策を推進していく必要があります。また、その推進には行政のみならず、障がい者自身はもちろんのこと市民・地域・企業等すべてがそれぞれに役割を分担し、ともに力を合わせて取り組んで行くことが求められ、このことが、さらには市民力の向上につながるものとなります。

各施策の円滑な推進のためには、市社会福祉協議会や障がい者関係団体、障がい福祉サービス事業所、ボランティア団体等の関係機関との連携を強化し、総合的な取り組みを実施します。また、国による障がい福祉に係る制度の見直しに柔軟に対応するとともに、本計画との整合性を図るため、国・県の動向を踏まえながら、施策の進行管理を図ります。

【施策の体系】

計画の推進体制の整備

計画の推進にあたっては、市民及び関係機関・団体との協働のまちづくりを推進し、ならびに国、県、近隣自治体と相互連携した推進体制の整備を図ります。

【主要施策】

①推進体制の整備

- ◆本計画は、福祉・保健・医療・教育・就労等、広範囲な分野にわたるため、庁内の関係部署で構成する計画推進体制の機能を強化するとともに、庁外のさまざまな関係機関とも連携を図りながら、計画を推進します。
- ◆計画の進行管理については、進捗状況を分析・評価します。

②人的資源の確保と資質の向上

- ◆本計画を推進する上で不可欠な福祉関連の人材の確保と育成に努めます。特に、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の確保とともに、県と連携を図り、相談員・支援員・ホームヘルパー等の資質の向上に努めます。
- ◆地域福祉活動をけん引する人材の育成については、市社会福祉協議会を中心にボランティア団体や障がい者関係団体等の市民活動団体との連携を図りながら、取り組みます。

③関係機関・市民団体等との連携の推進

- ◆「市民との協働のまちづくり」により本計画を推進していくことを基本とし、福祉関係機関はもとより、地域との協働により、施策の推進に取り組みます。

◆北村山地域自立支援協議会の機能を強化し、地域課題の情報共有、各種機関の地域ネットワークの構築や障がい者福祉のシステムづくりを推進し、課題の解決に努めます。

④国・県との連携

◆施策推進にあたっては、国・県等の障がい福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応等、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。

◆広域的な対応が必要な施策については、県や近隣自治体との連携により取り組みます。

第5章 資料

1. 東根市障がい者福祉計画策定のアンケート調査概要

(1) 調査目的

このアンケート調査は、本市の障がい者福祉施策の基本となるべき東根市障がい者福祉計画を策定するにあたり、障がい者手帳所持者の生活実態、生活全般における要望などを把握するために実施します。また、20歳以上の市民（障がい者手帳所持者を除く）を対象に障がいに対する理解やボランティア活動への参加意欲などを把握し、計画の基礎資料とすることを目的とします。

(2) 調査概要

調査名	「東根市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査」
調査の構成	①障がい者アンケート ②市民アンケート
調査地域	東根市全域
調査対象 (調査対象者数)	①障がい者手帳所持者（600人） ②20歳以上の市民（400人） ※障がい者手帳所持者を除く
実施期間	平成24年11月1日～11月9日
調査方法	郵送配布・郵送回収方式
回答数 (回収率)	①347票（57.8%） ②180票（45.0%）

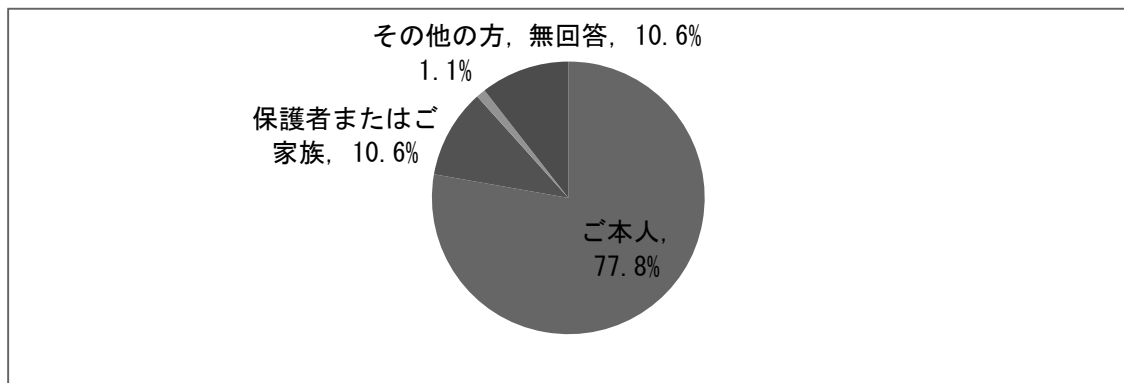
(3) 備考

- ・質問に対して回答がなかったもの及び判別が著しく困難なものを、「無回答」と表記しています。
- ・率表示の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・本文中の設問の選択項目について、長い文は簡略化している場合があります。
- ・報告書は、調査票の設問順に構成しており、設問によっては、全体、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者別に集計しています。重複障がい者は、手帳の重い方を基本として、知的障がい及び精神障がいを優先する障がいとして集計しています。

2. 障がい者アンケート調査結果

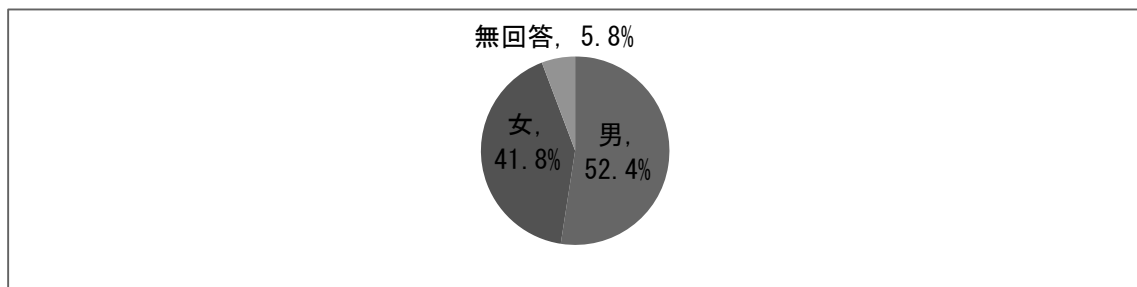
調査票記入者

・調査票記入者については、「ご本人が記入（または本人が答え代筆者が記入）」が全体の77.8%と最も多くなっています。



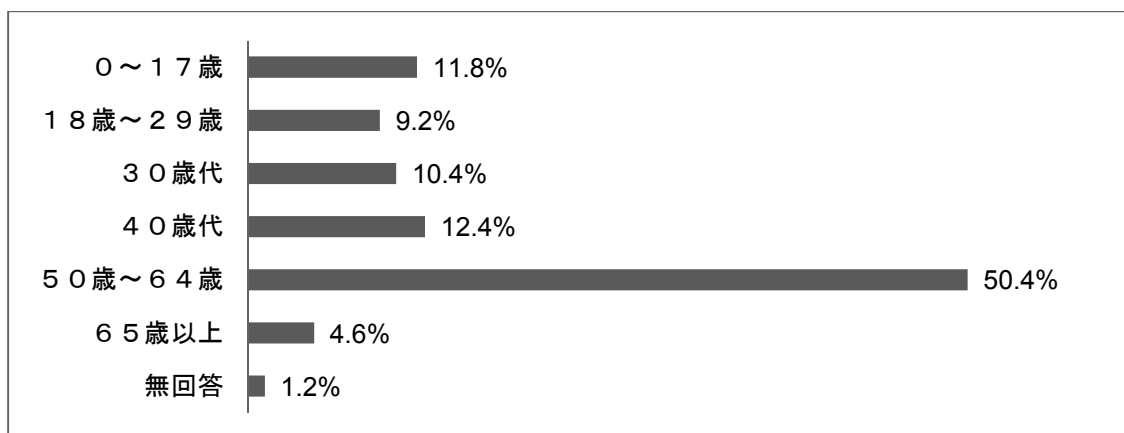
問1. 1 性別

・性別については、「男」が52.4%、「女」が41.8%となります。



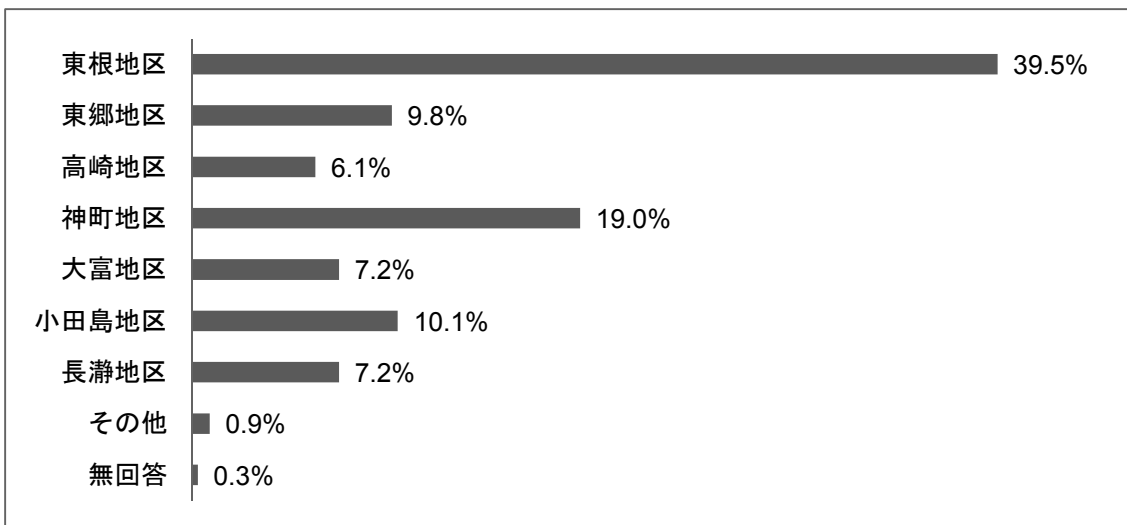
問1. 2 年齢

・年齢について、全体では「50歳～64歳」が50.4%と最も多くなっています。



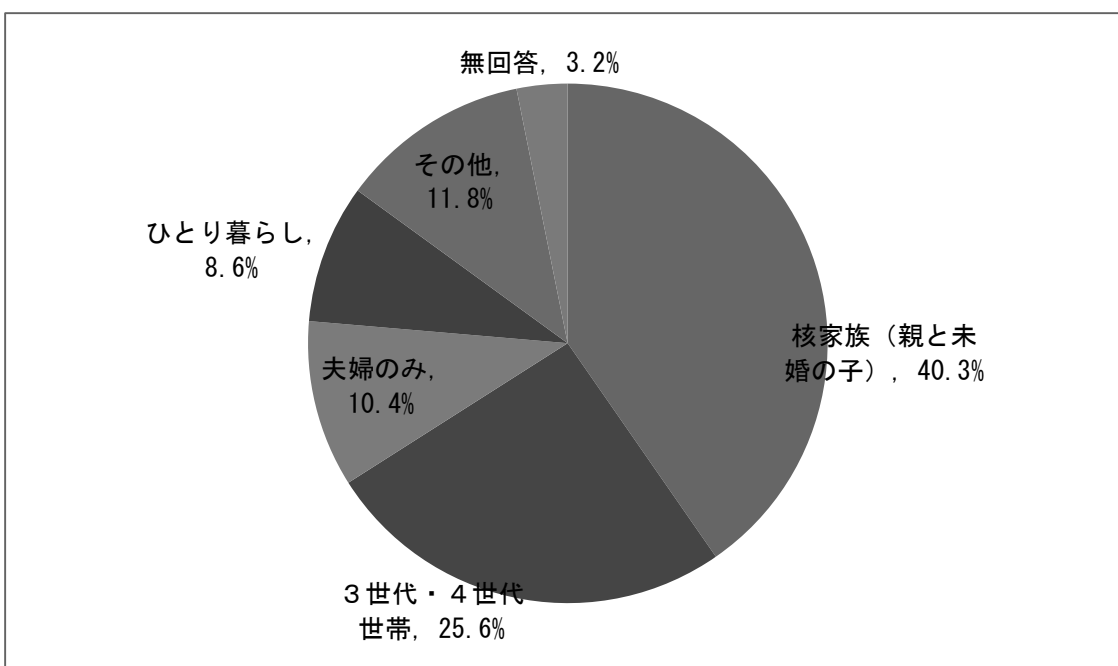
問 1. 3 居住地区

・居住地区は、「東根地区」が39.5%と最も多くなっています。



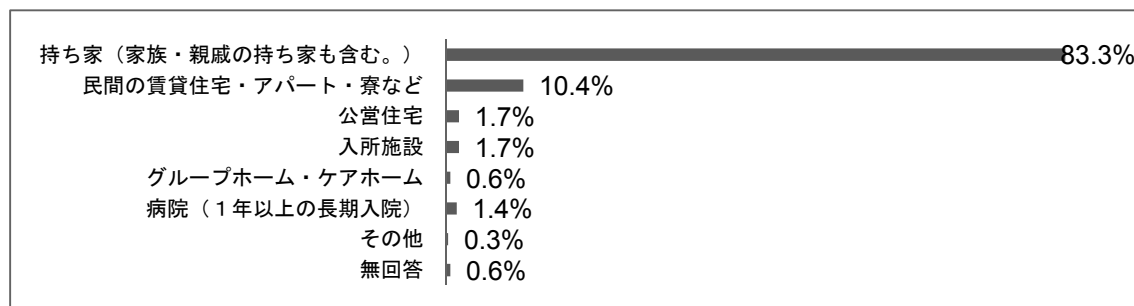
問 1. 4 家族構成

・家族構成は、「核家族（親と未婚の子）」が40.3%と最も多く、また、「ひとり暮らし」については、8.6%となっています。



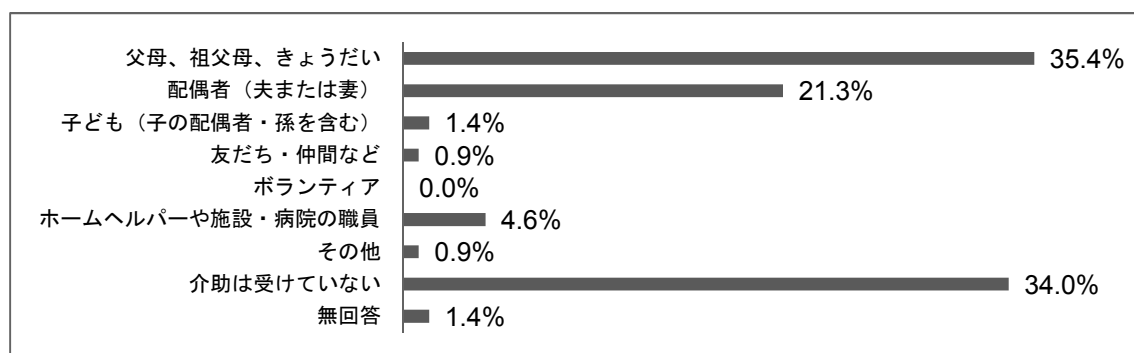
問 1. 5 居住形態

・居住形態は、「持ち家（家族・親戚の持ち家も含む。）」が83.3%と最も多い結果となりました。



問 1. 6 主な介助者

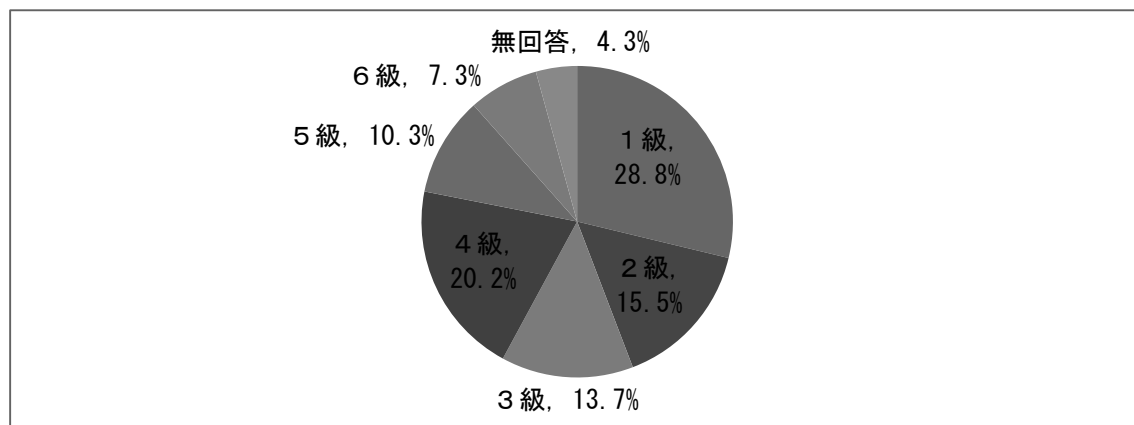
・主な介助者としては、「父母、祖父母、きょうだい」が35.4%と最も多く、次いで「介助を受けていない」が34.0%となっています。



問 2. 1 身体障害者手帳

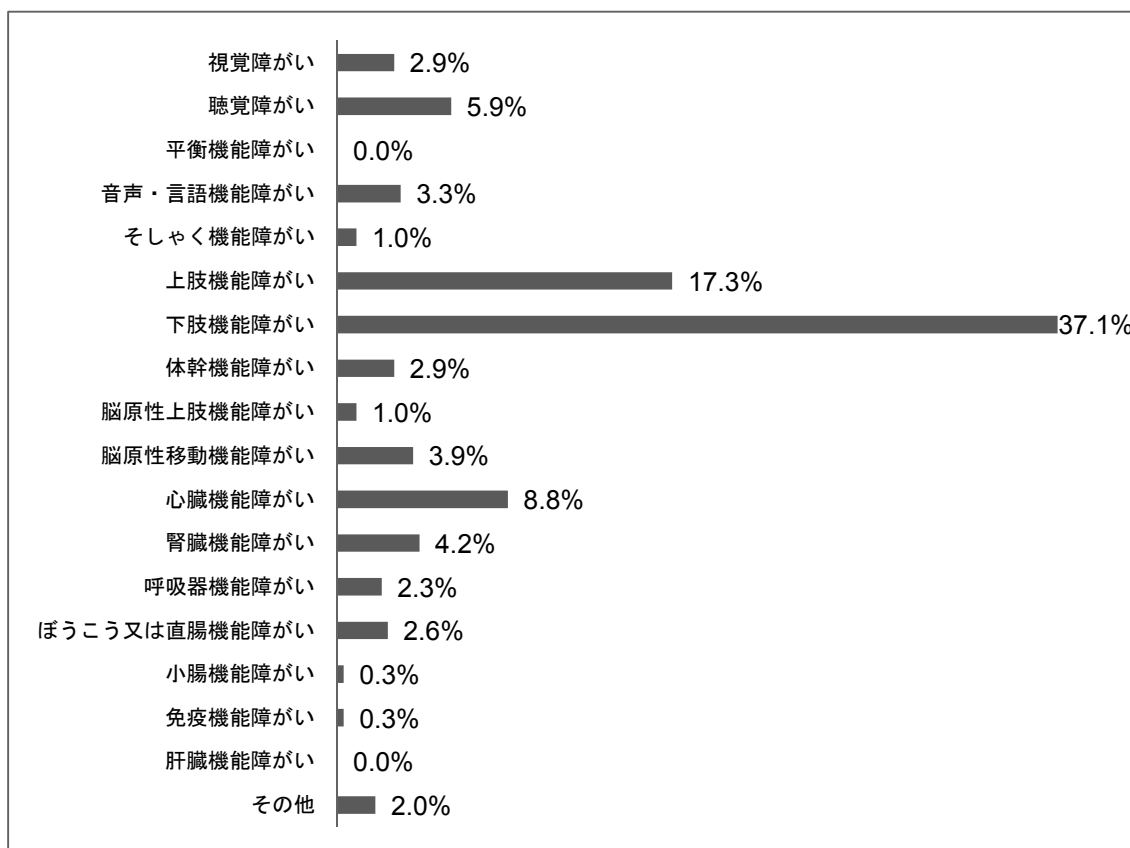
（1）等級

・回答者のうち、身体障害者手帳所持者は233人で、等級については、「1級」が28.8%と最も多く、1～2級の重度障がい者は、全体の44.3%となっています。



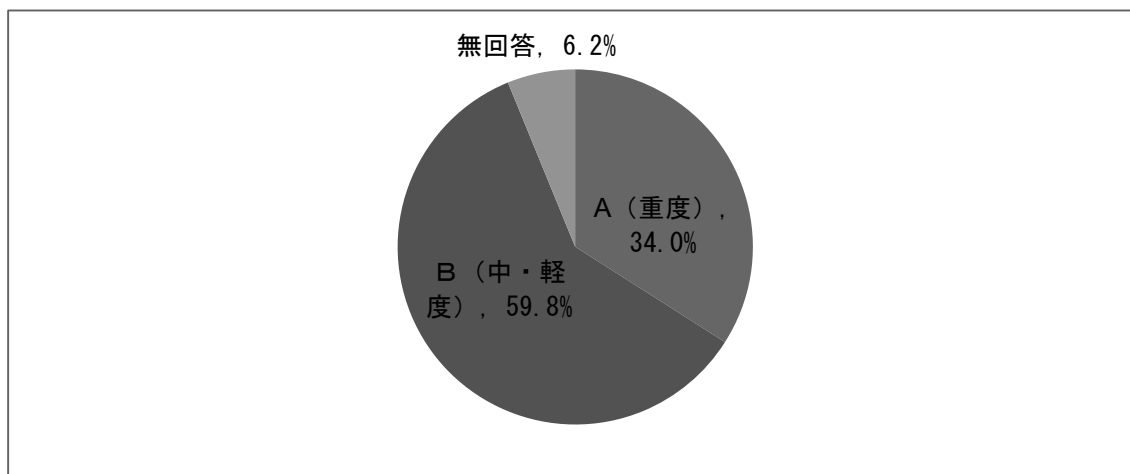
（２）障がいの種別

・身体障害者手帳の障がい種別については、「下肢機能障がい」が３７．１％と最も多く、「上肢機能障がい」「下肢機能障がい」「体幹機能障がい」「脳原性上肢機能障がい」「脳原性移動機能障がい」のいわゆる“肢体不自由”が６２．２％となっています。



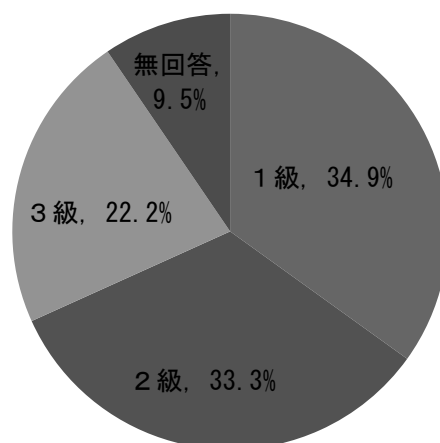
問２．２ 療育手帳

・回答者のうち、療育手帳所持者は９７人で、判定については、「Ａ（重度）」が３４．０％、「Ｂ（中・軽度）」が５９．８％となっています。



問 2 . 3 精神障害者保健福祉手帳

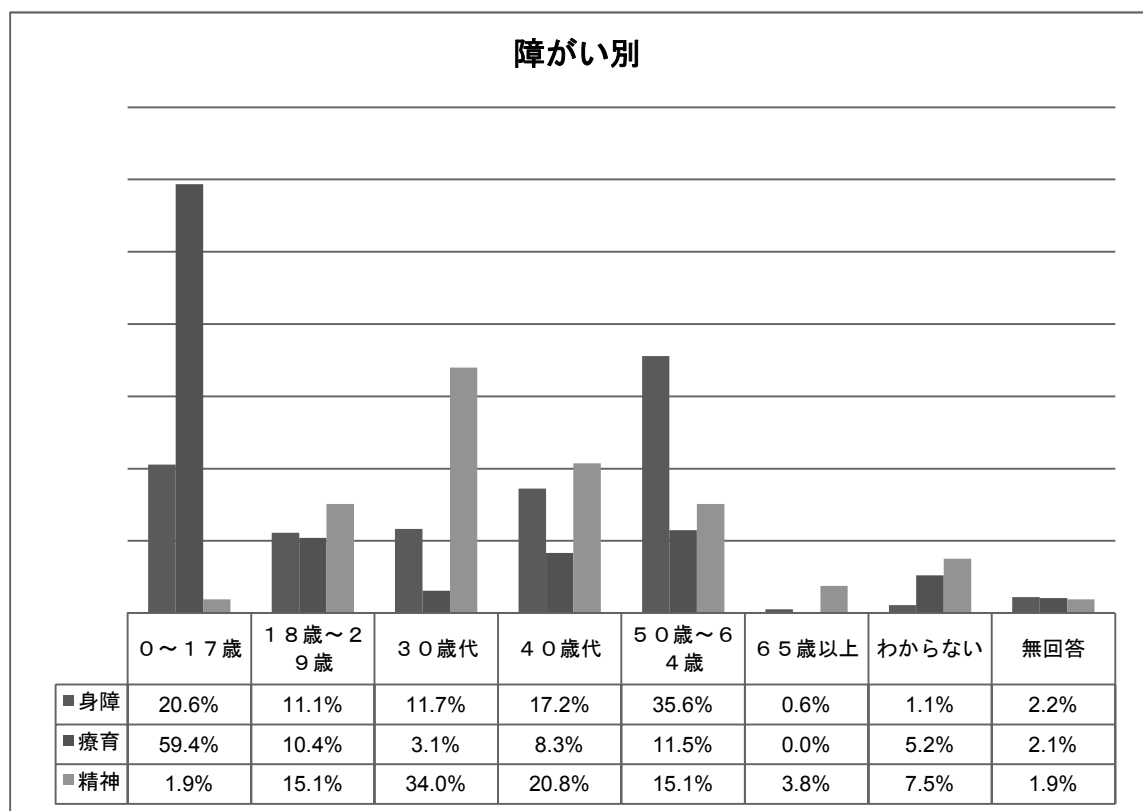
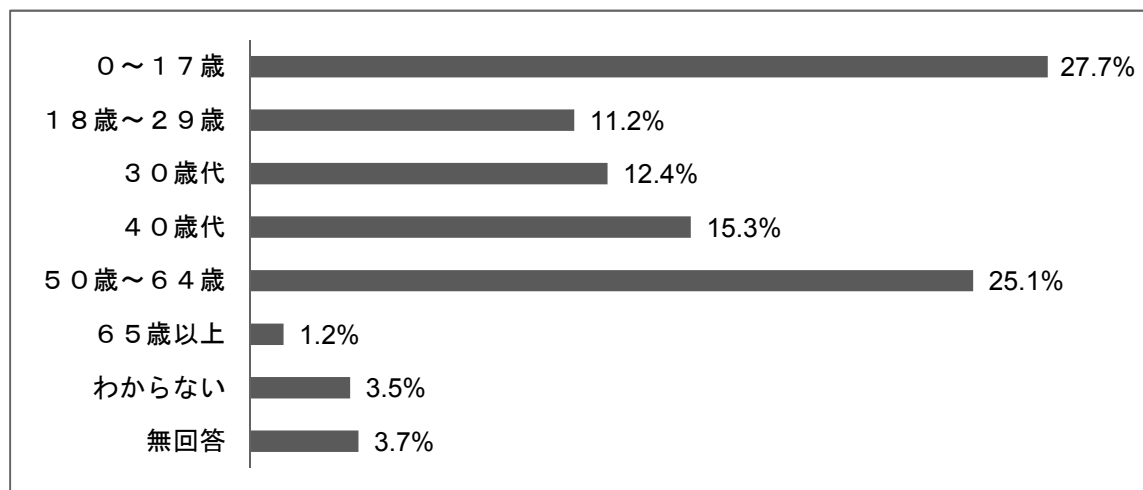
・回答者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 53 人で、等級については、「1 級」が 34.9%と最も多い結果となりました。



問3 障がい者手帳を初めて取得したのは、何歳のときでしたか。(該当するもの1つに○)

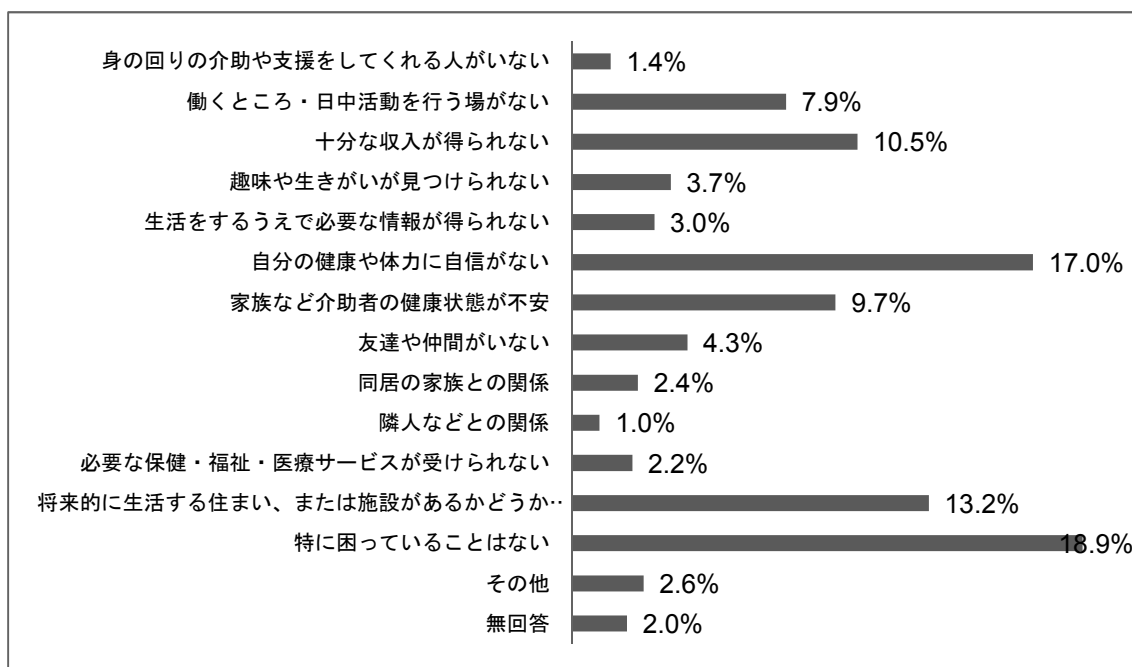
・全体では、「0～17歳」の回答が27.7%と最も多く、次いで「50歳～64歳」が25.1%となっています。

・障がい別では、身体障がい者が「50歳～64歳」、知的障がい者が「0～17歳」、精神障がい者が「30歳代」の割合がそれぞれ高くなっています。



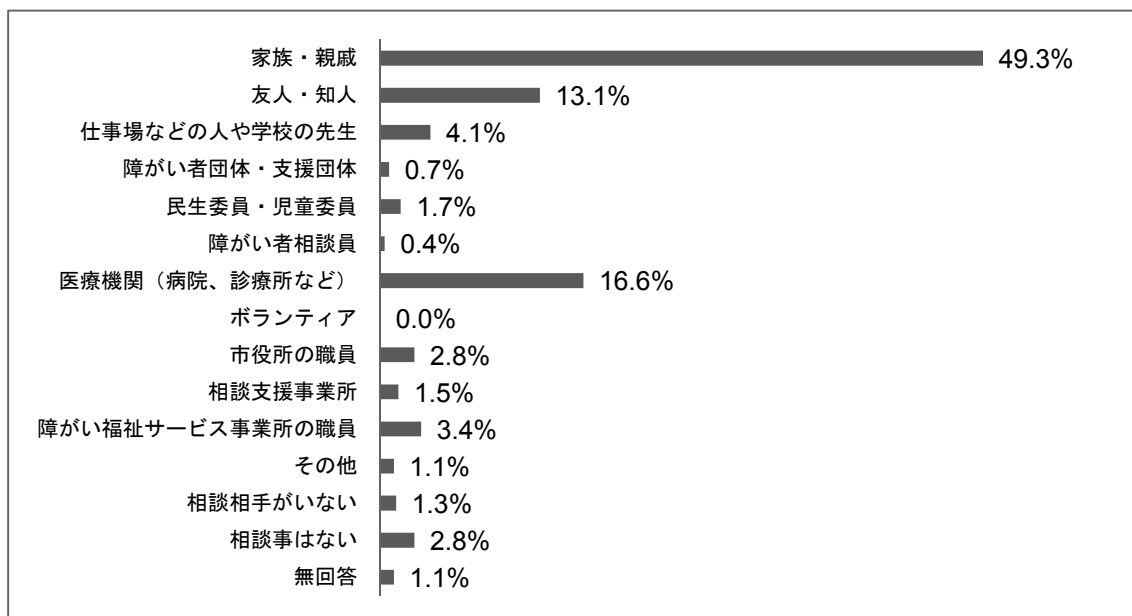
問4 現在悩んでいることや相談したいことがありますか。(該当するもの2つまで○)

・悩み事、相談事としては「特に困っていることはない」が18.9%と最も多く、次いで「自分の健康や体力に自信がない」が17.0%と健康面での不安が多い結果となりました。



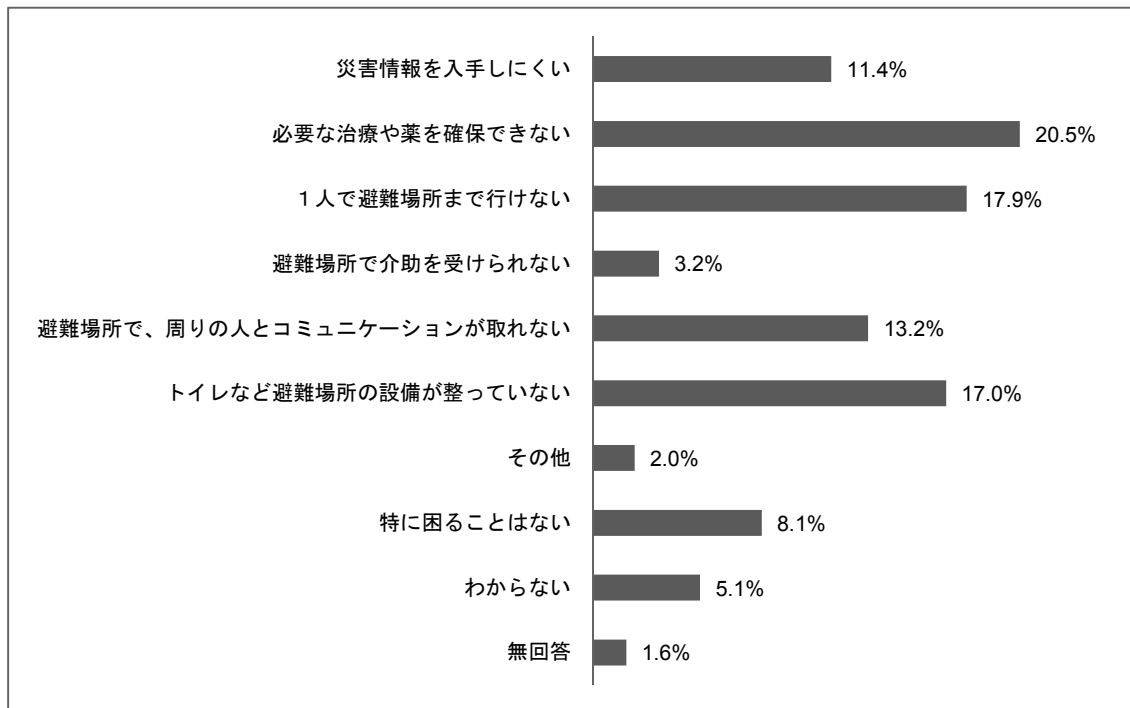
問5 主に相談する相手は、どなたですか。(該当するもの2つまで○)

・相談相手は、「家族・親戚」が49.3%と最も多く、次いで「医療機関（病院、診療所など）」が16.6%となっています。



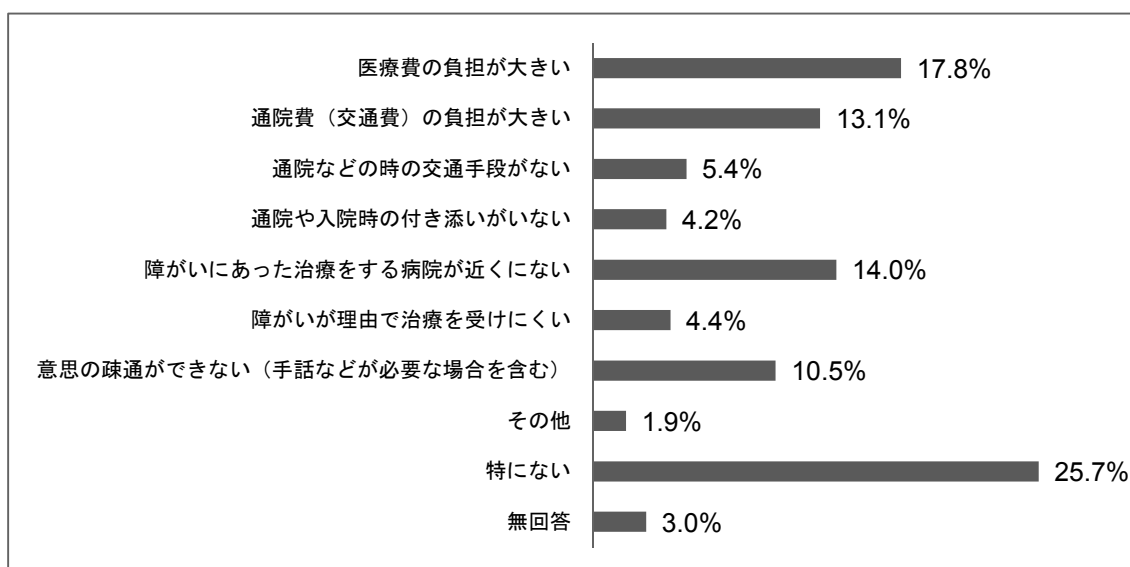
問6 災害発生時、どのようなことに困ると思いますか。（該当するもの2つまで○）

・災害時の課題は、「必要な治療や薬を確保できない」が20.5%と最も多く、次いで「1人で避難場所まで行けない」が17.9%となっています。



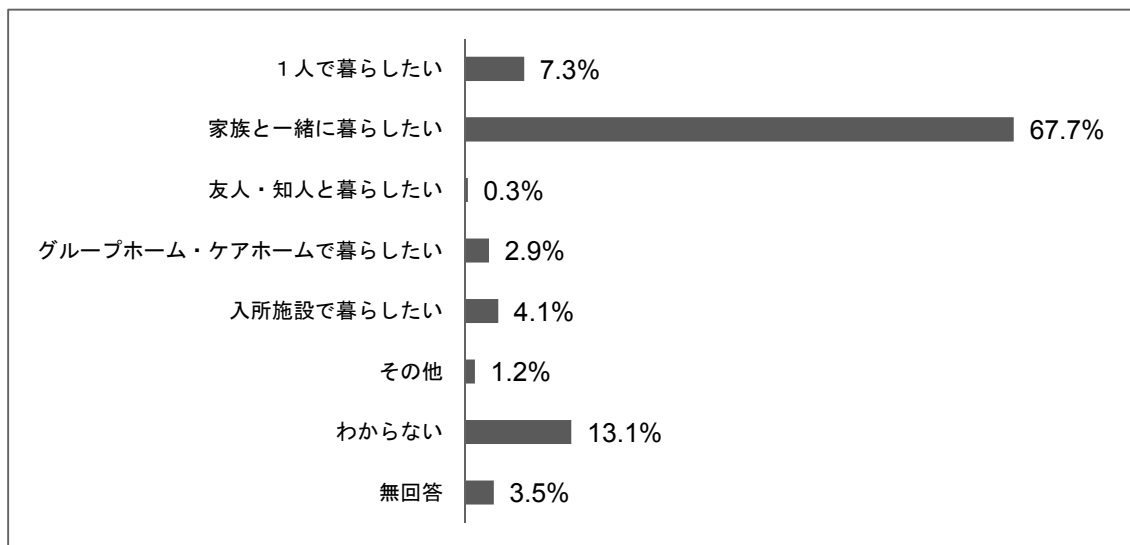
問7 医療を受ける上で困っていることはありますか。（該当するもの2つまで○）

・医療における課題は、「特にない」が25.7%と最も多く、次いで「医療費の負担が大きい」が17.8%となっています。



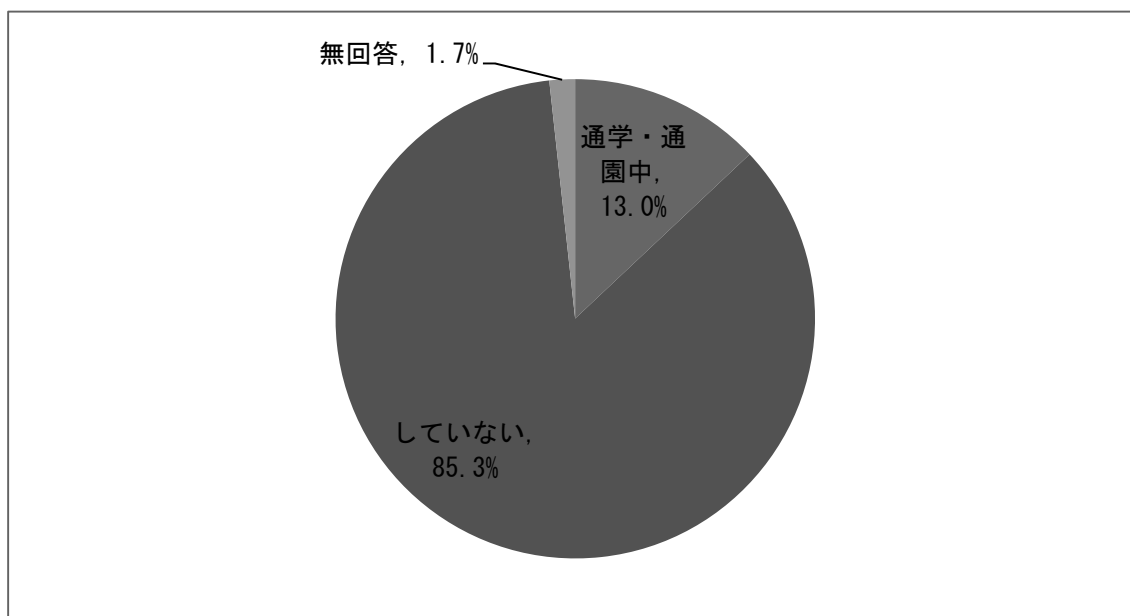
問8 今後どのような暮らしをしたいですか。(該当するもの1つに○)

- ・「家族と一緒に暮らしたい」が67.7%と最も多くなっています。
- ・「入所施設で暮らしたい」の割合が4.1%であり、全体として地域での生活を希望していることがうかがえます。



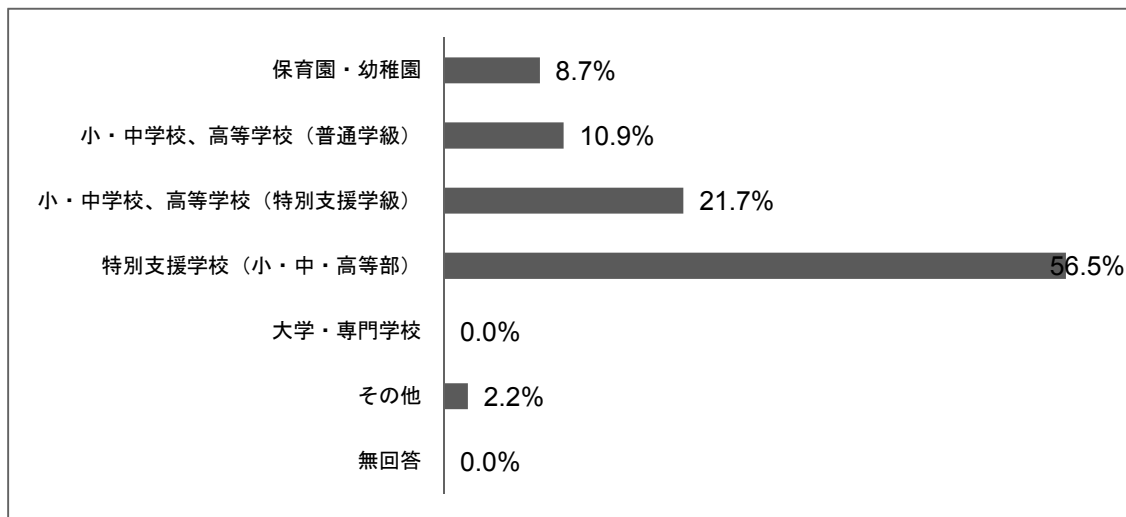
問9 現在、通園・通学していますか。(該当するもの1つに○)

- ・「通園・通学中」と回答した方は45人で、全体の13.0%となっています。



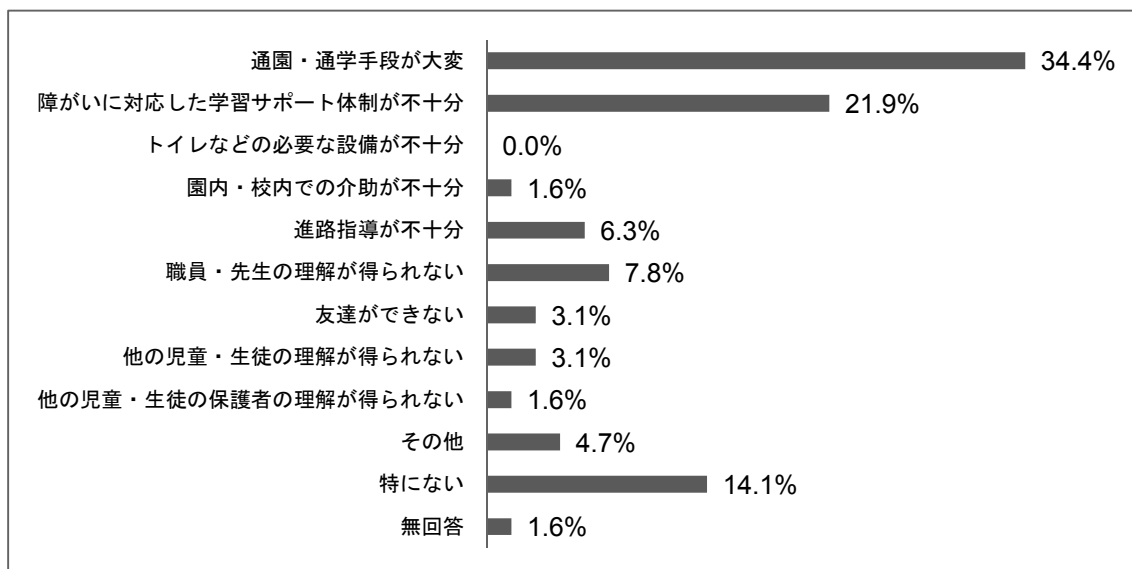
問 10 通園・通学しているところは、次のうちどこですか。（該当するもの1つまで○）

・「通園・通学中」と回答した方のうち、「特別支援学校（小・中・高等部）」が56.5%と最も多く、次いで「小・中学校、高等学校（特別支援学級）」が21.7%となっています。



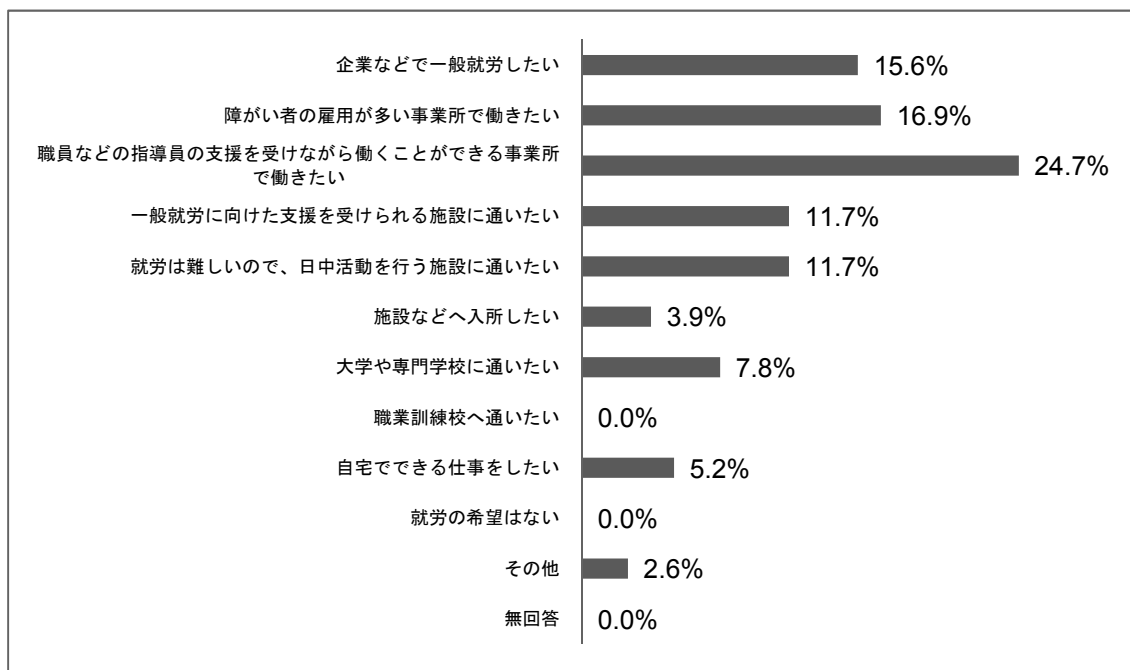
問 11 通園・通学生活を送る上での問題点（該当するもの2つまで○）

・「通園・通学中」と回答した方の次いでは、「通園・通学手段が大変」が34.4%と最も多く、次いで「障がいに対応した学習サポート体制が不十分」が21.9%となっています。



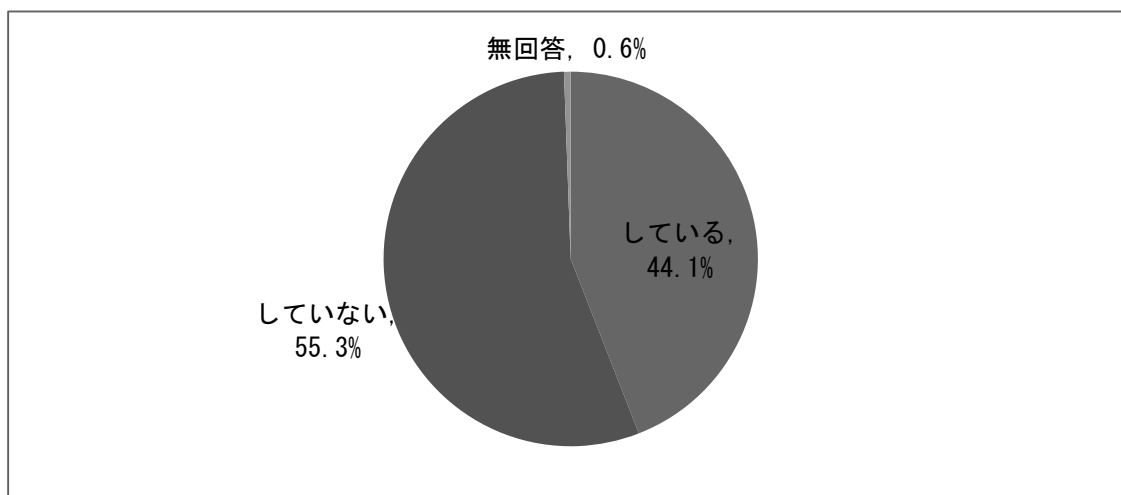
問 1 2 学校教育修了後、どのような進路を望みますか。(該当するもの2つに○)

・「通園・通学中」と回答した方のうち、「職員などの指導員の支援を受けながら働くことができる事業所で働きたい」が24.7%と最も多く、次いで「障がい者の雇用が多い事業所で働きたい」が16.9%となっています。



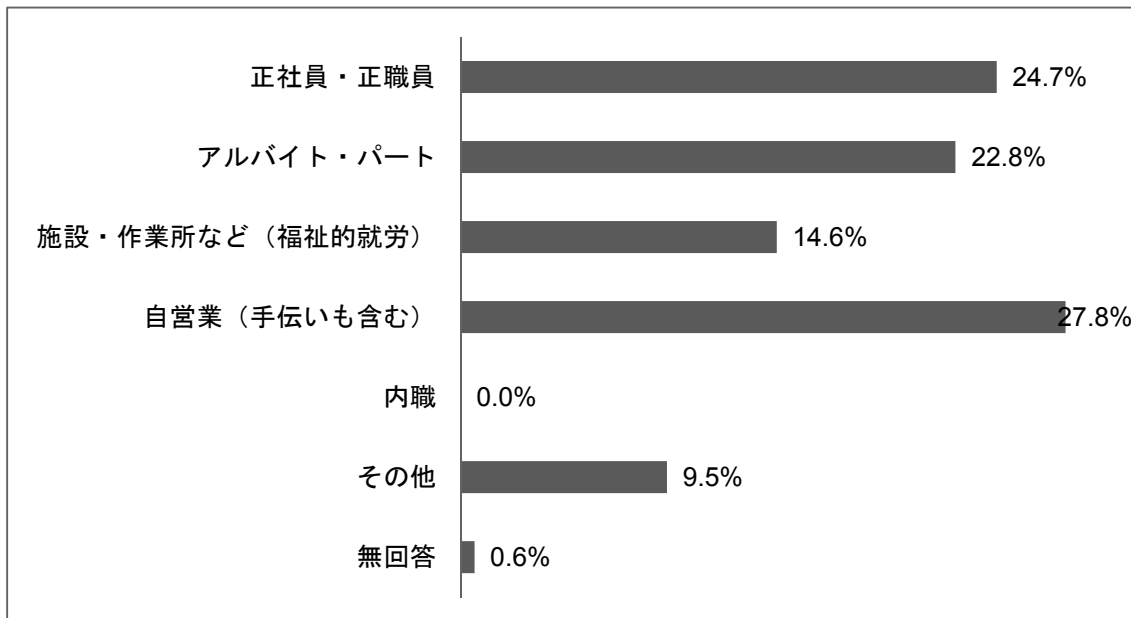
問 1 3 現在、仕事をしていますか。(該当するもの1つに○)

・就労状況は、「仕事をしている」が44.1%、「仕事をしていない」は55.3%となっています。



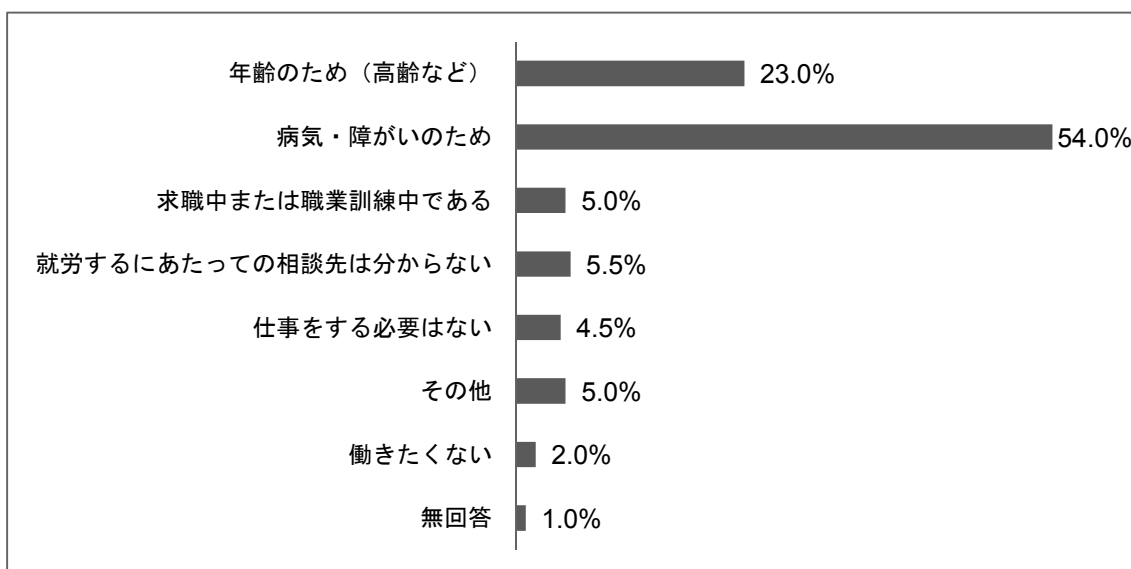
問 1 4 あなたの就労形態は、次のうちどれですか。（該当するもの1つに○）

・「仕事をしている」と回答した方のうち、「自営業（手伝いも含む）」が27.8%と最も多く、次いで「正社員・正職員」が24.7%となっています。



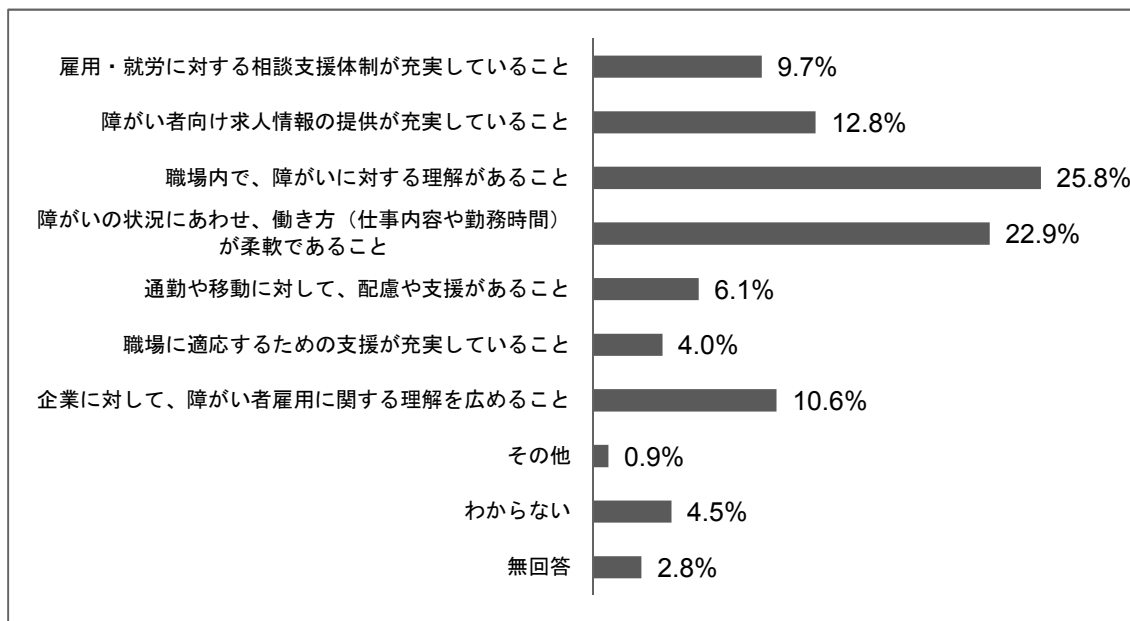
問 1 5 働いていない主な理由は何ですか。（該当するもの2つまで○）

・「仕事をしていない」と回答した方のうち、「病気・障がいのため」が54.0%と最も多く、次いで「年齢のため（高齢など）」が23.0%となっています。



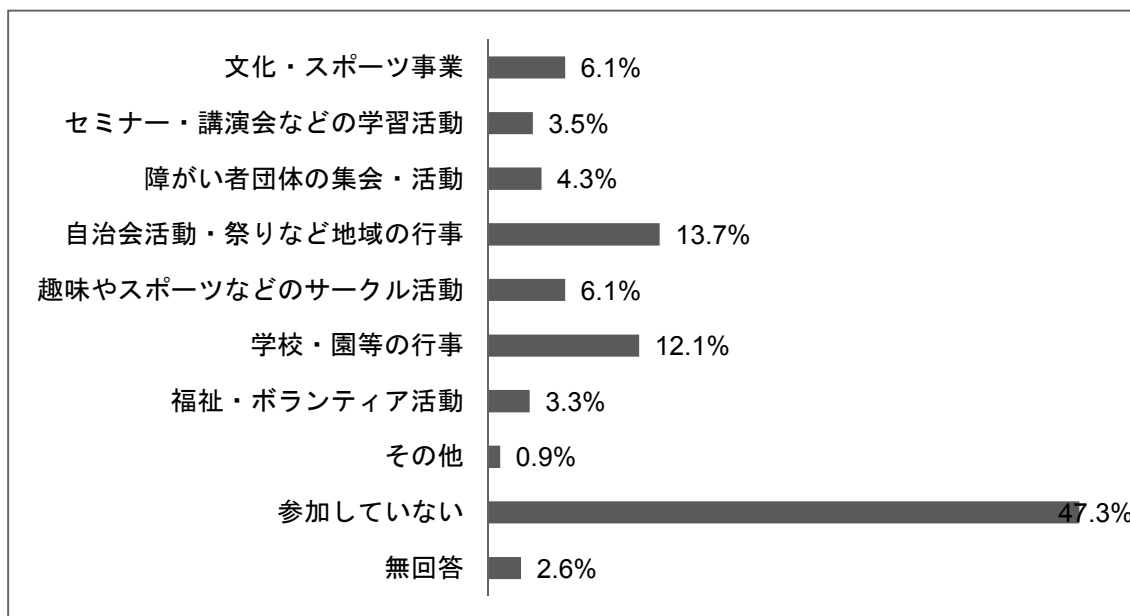
問 1 6 障がいのある人が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(該当するもの2つまで○)

・「職場内で、障がいに対する理解があること」が25.8%と最も多く、次いで「障がいの状況にあわせ、働き方（仕事内容や勤務時間）が柔軟であること」が22.9%となっています。



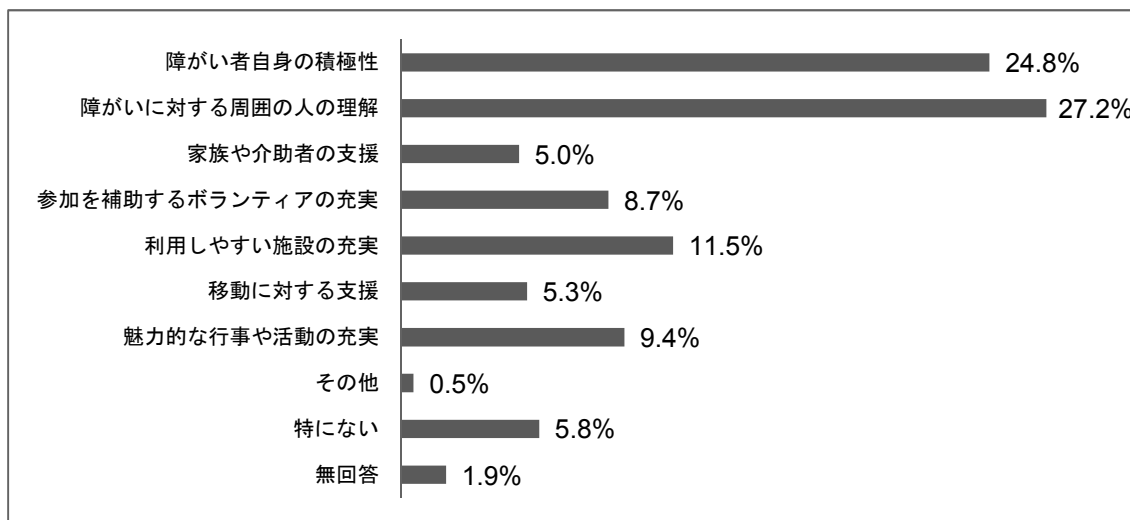
問 1 7 最近1年間、地域の行事や活動に参加しましたか。（該当するもの全てに○）

・全体では、「参加していない」が47.3%と最も多く、次いで「自治会活動・祭りなど地域の行事」が13.7%となっています。



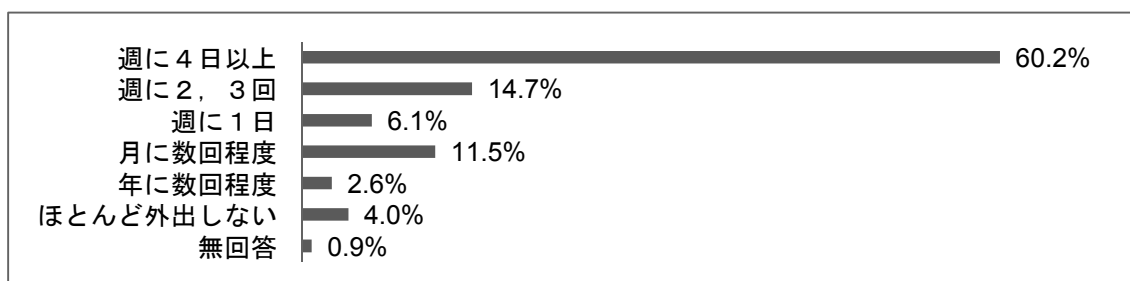
問 18 障がいのある人が地域の行事や活動に積極的に参加するためには、どのようなことが大切だと思いますか。（該当するもの2つまで○）

・「障がいに対する周囲の人の理解」が27.2%と最も多く、次いで「障がい者自身の積極性」が24.8%となっています。



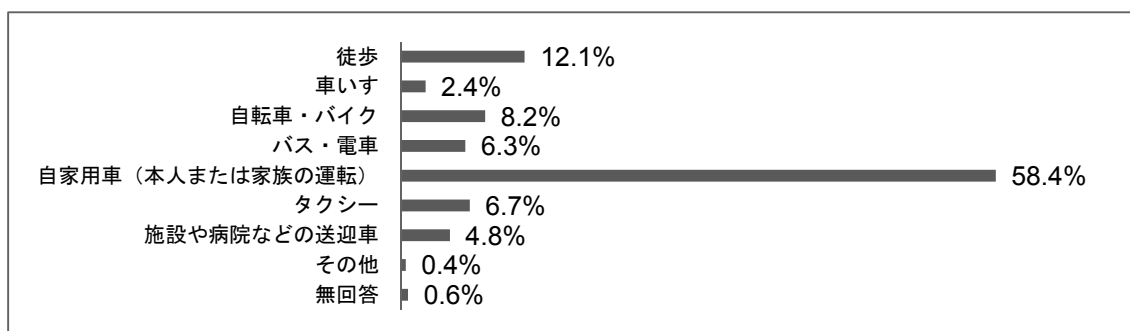
問 19 どのくらいの頻度で外出していますか。（該当するもの1つに○）

・外出頻度としては、「週に4日以上」が60.2%、「ほとんど外出しない」「年に数回程度」が6.6%となっています。



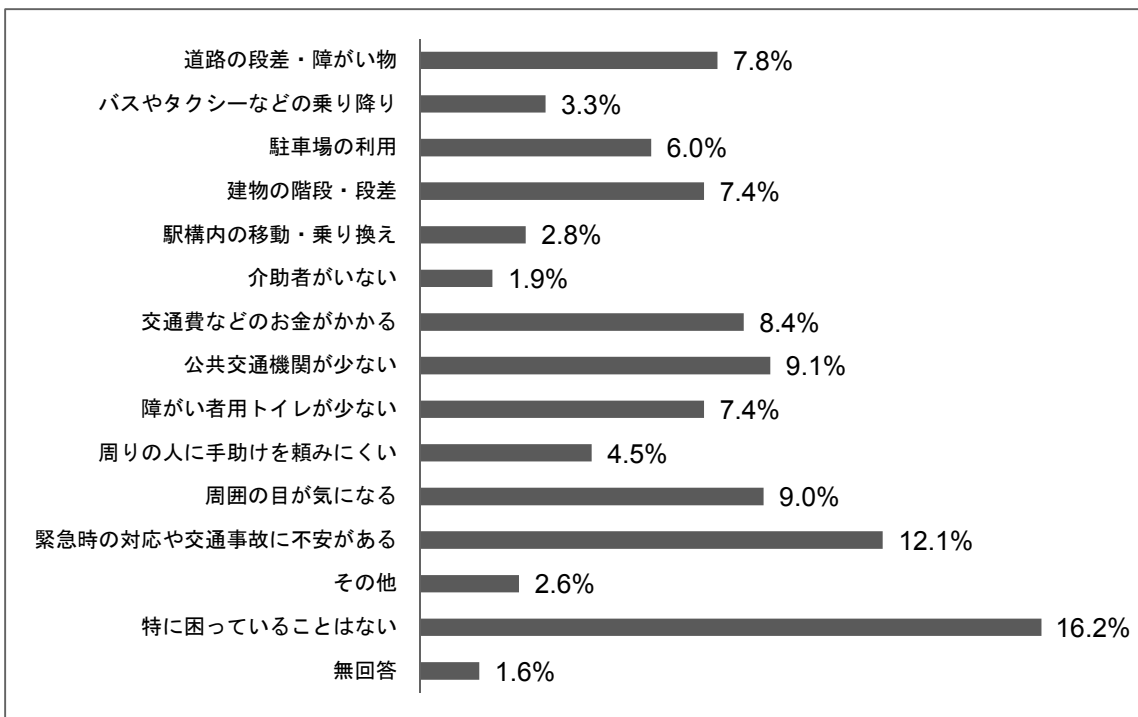
問 20 外出する時の主な交通手段は何ですか。（該当するもの2つまで○）

・主な交通手段は、「自家用車（本人または家族の運転）」が58.4%と最も多く、次いで「徒歩」が12.1%となっています。



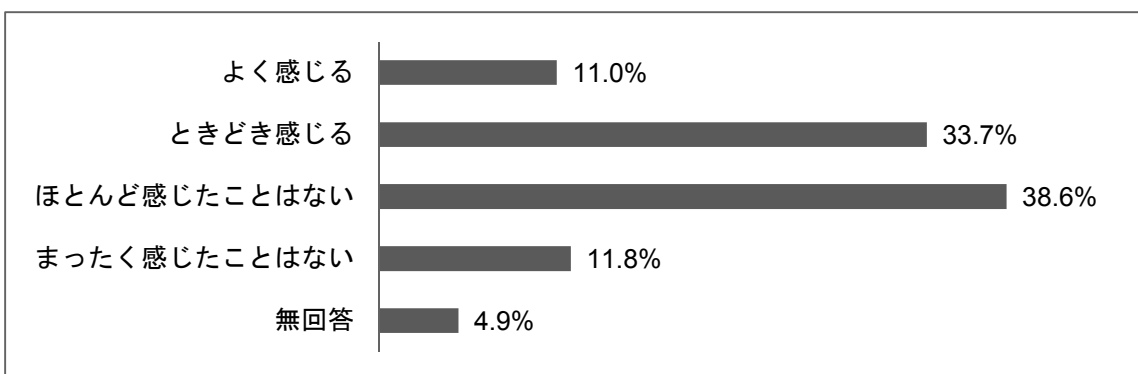
問 2 1 外出する時に困っていることは何ですか。（該当するもの 3 つまで○）

・外出時の課題としては、「特に困っていることはない」が 16.2%と最も多く、次いで「緊急時の対応や交通事故に不安がある」が 12.1%となっています。



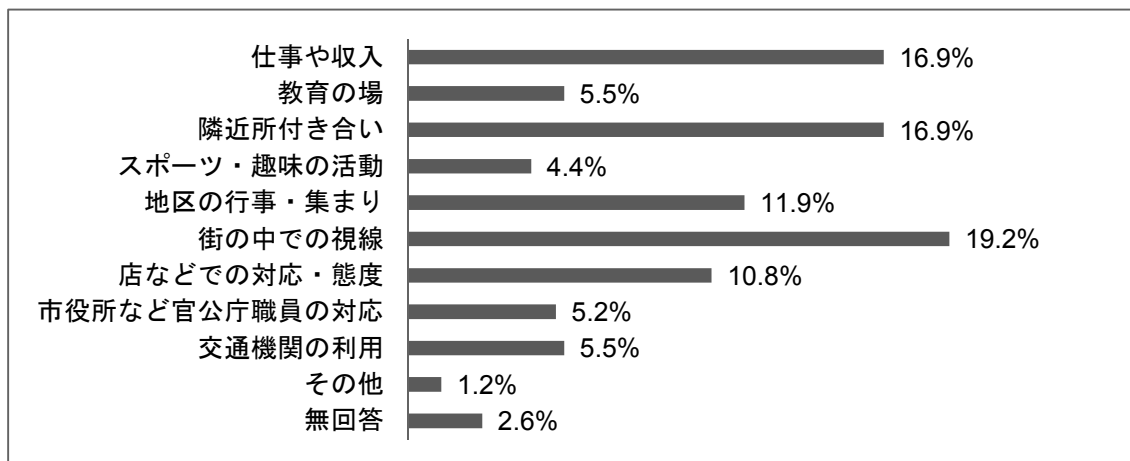
問 2 2 日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を感じたことはありますか。（該当するもの 1 つに○）

・差別や偏見を、「ほとんど感じたことはない」「まったく感じたことはない」が 50.4%、「よく感じる」「ときどき感じる」が 44.7%となっています。



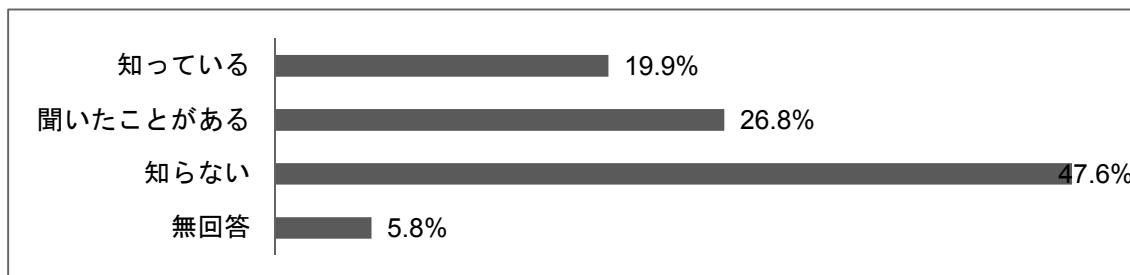
問 2 3 それは、どのような場面で感じていますか。(該当するもの全てに○)

・問 2 2 で「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した方のうち、「街の中での視線」が 1 9 . 2 % と最も多く、次いで「仕事や収入」「隣近所付き合い」が 1 6 . 9 % となっています。



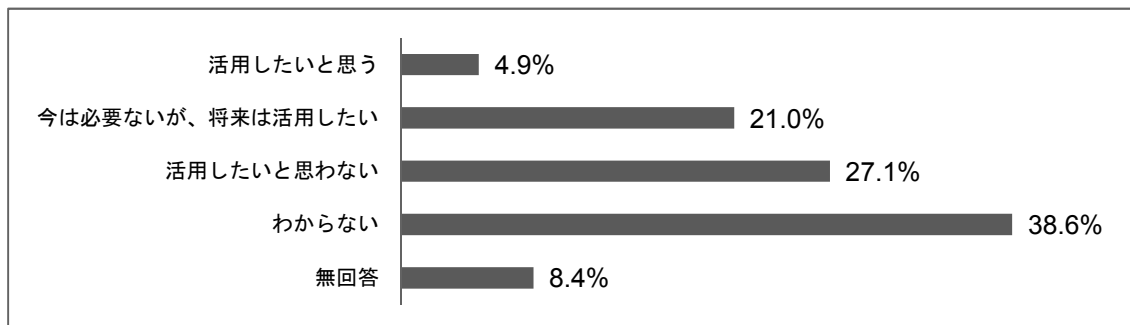
問 2 4 成年後見制度を知っていますか。(該当するもの 1 つに○)

・成年後見制度について、「知らない」が 4 7 . 6 % と最も多く、次いで「聞いたことがある」が 2 6 . 8 % となっています。



問 2 5 成年後見制度を活用したいと思いますか。(該当するもの 1 つに○)

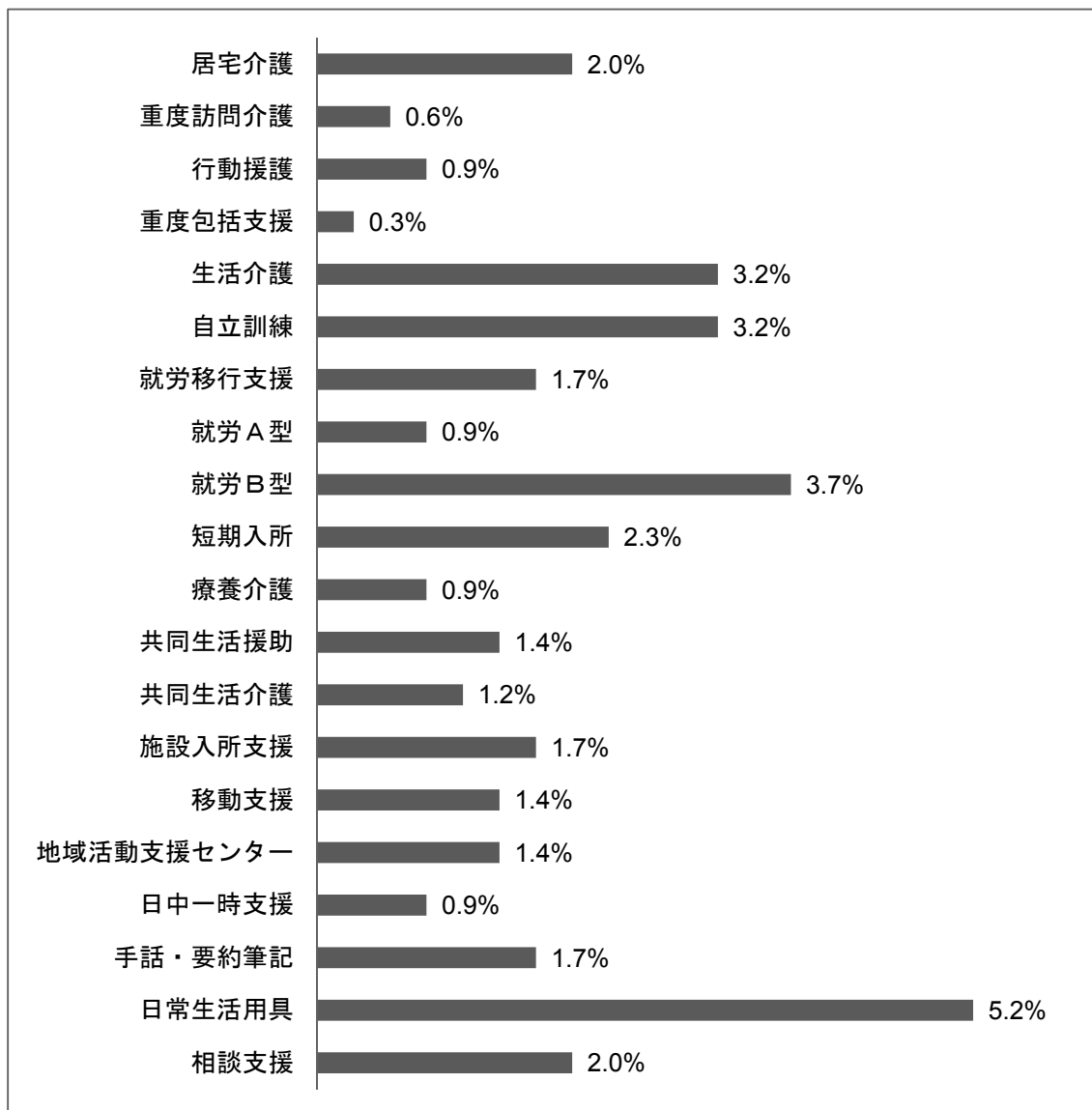
・成年後見制度の活用について、「わからない」が 3 8 . 6 % と最も多く、次いで「活用したいと思わない」が 2 7 . 1 % となっています。



問 2 6 現在利用しているサービス及び今後利用したいサービスについて、お答えください。（それぞれ該当するもの 1 つに○）

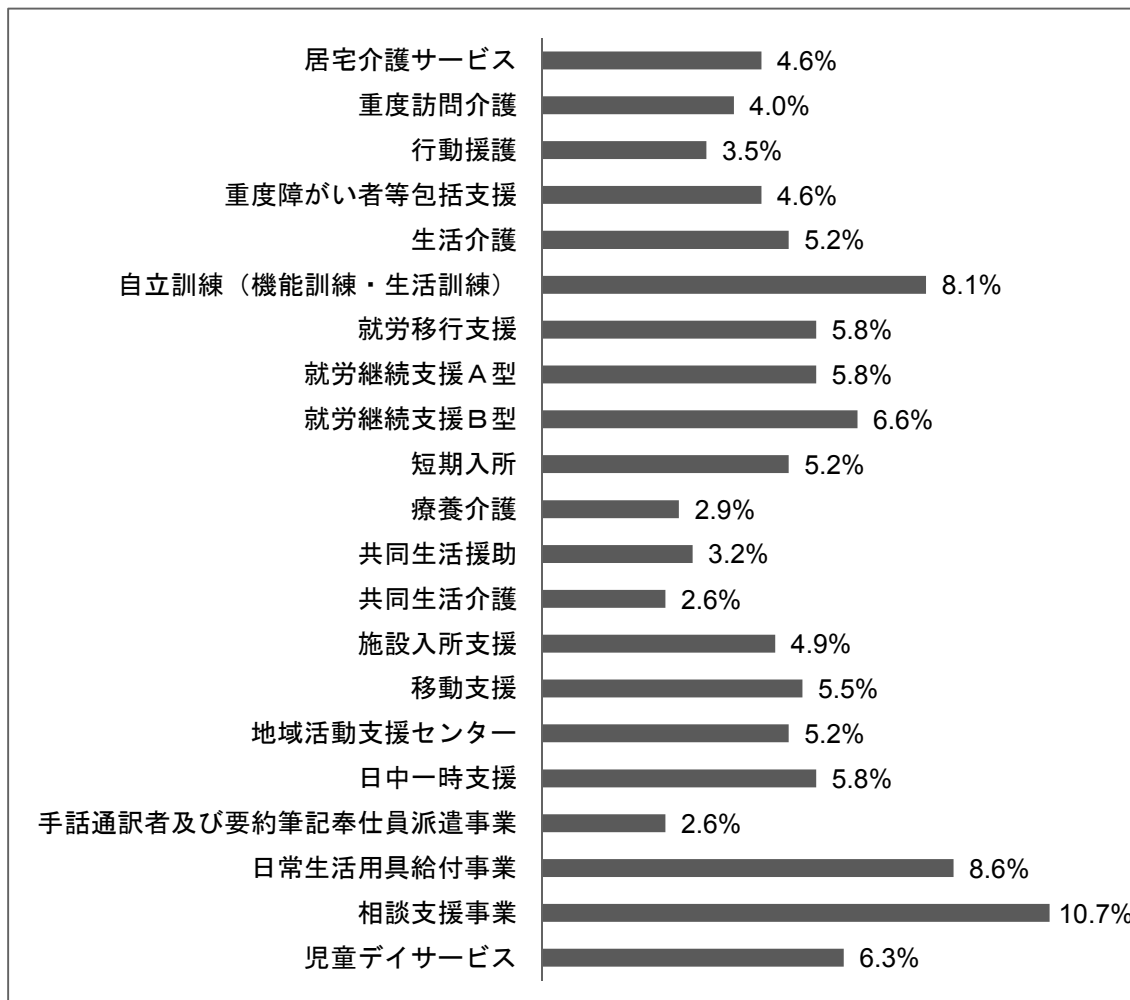
①利用状況について

・サービスの利用状況は、「日常生活用具給付事業」が 5.2%と最も多く、次いで「就労継続支援 B 型」が 3.7%となっています。



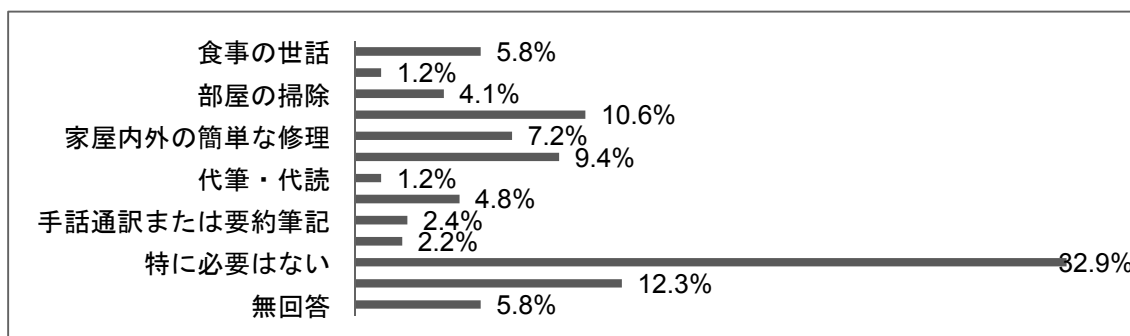
②利用意向について

・サービスの利用意向では、「相談支援事業」が10.7%、「日常生活用具給付事業」が8.6%となっています。



問27 ボランティアによる日常の援助として、どのような支援を受けたいと思いますか。（該当するもの2つまで○）

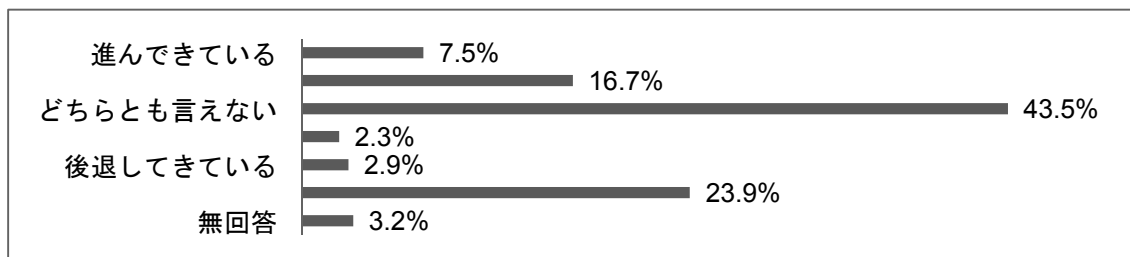
・ボランティアについて、「特に必要はない」が32.9%と最も多く、次いで「わからない」が12.3%となっています。



問 2 8 障がいに対して、広く市民の理解が進んできていると思いますか。

(該当するもの2つまで○)

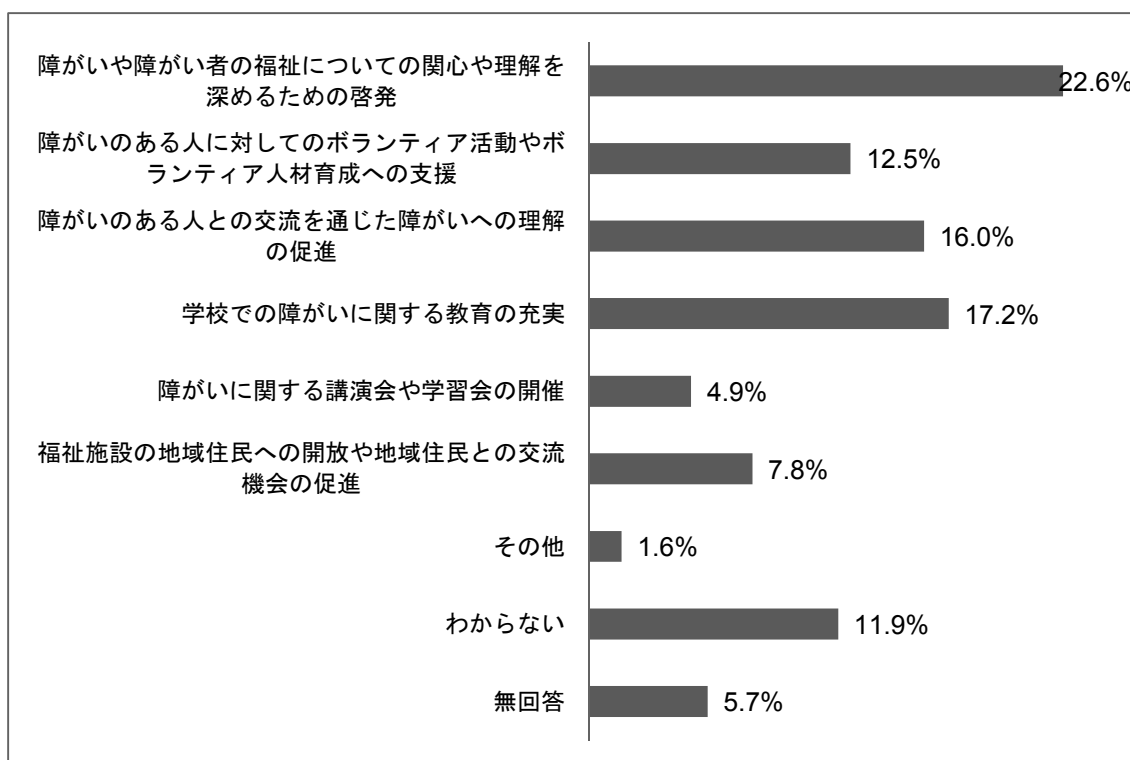
・障がいに対する市民の理解については、「どちらともいえない」が43.5%と最も多く、次いで「わからない」が23.9%となっています。



問 2 9 障がいに対する市民の理解を深めるためには、何が必要ですか。

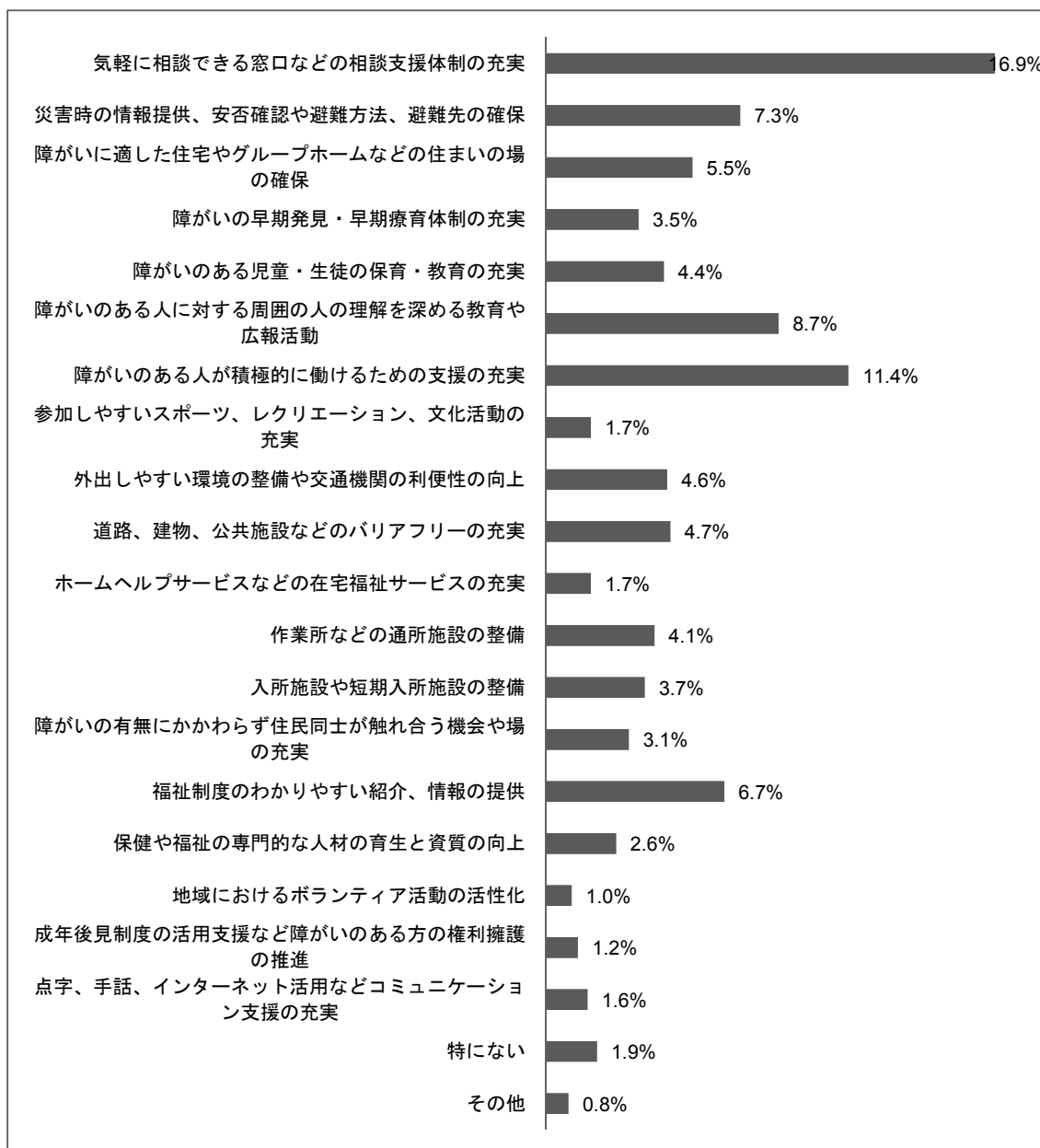
(該当するもの2つまで)

・「障がいや障がい福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が22.6%と最も多く、次いで「学校での障がいに関する教育の充実」が17.2%となっています。



問３０ 障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのために、特に必要と思うことはどのようなことですか。（該当するもの３つに○）

・「障がいのある人が暮らしやすいまちづくり」に必要なこととして、「気軽に相談できる窓口などの相談支援体制の充実」が１６．９％と最も多く、次いで「障がいのある人が積極的に働けるための支援の充実」が１１．４％、「障がいのある人に対する周囲の人の理解を深める教育や広報活動」が８．７％となっています。

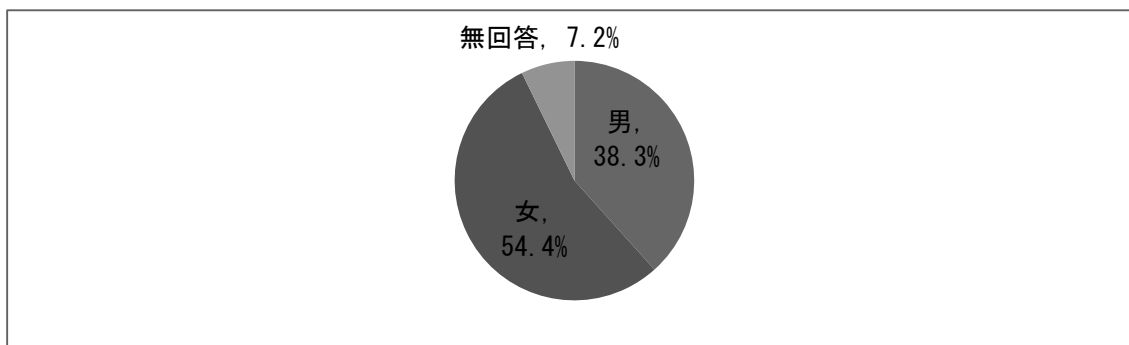


3. 市民アンケート調査結果

問1 基本事項について

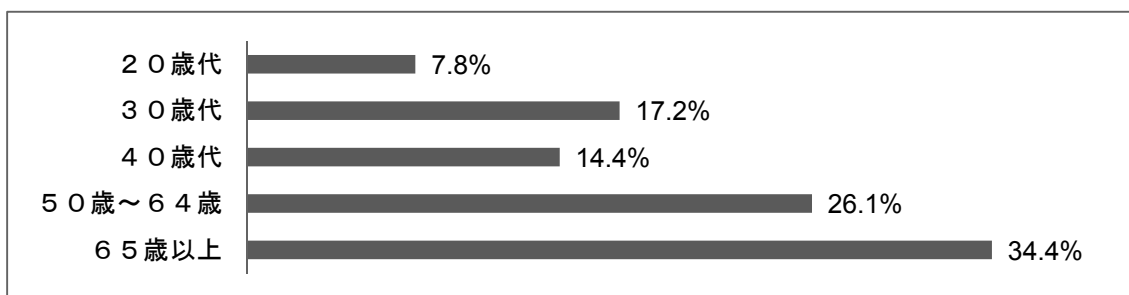
(1) 性別

・性別は、女性が54.4%と過半数を超え、男性が38.3%となっています。



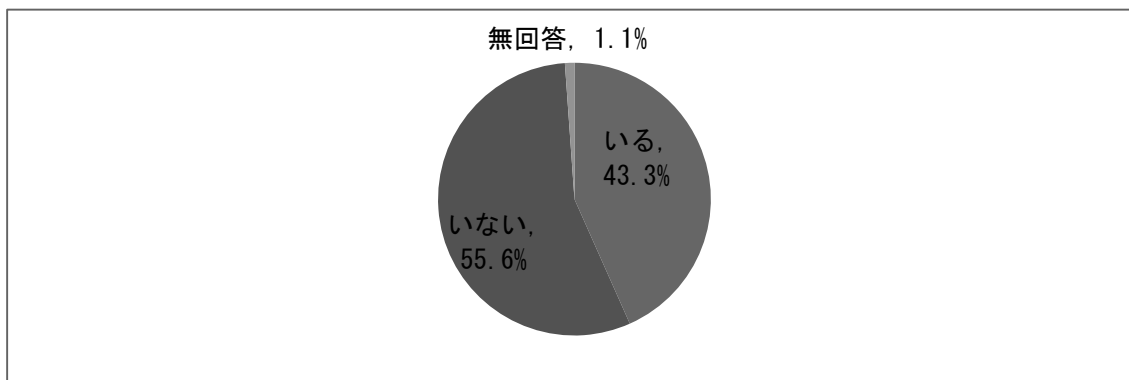
(2) 年齢

・年齢は、「65歳以上」が34.4%と最も多く、「20歳代」が7.8%と最も少なくなっています。



問2 あなたの身近に障がいを持つ人はいますか。(該当するもの1つに○)

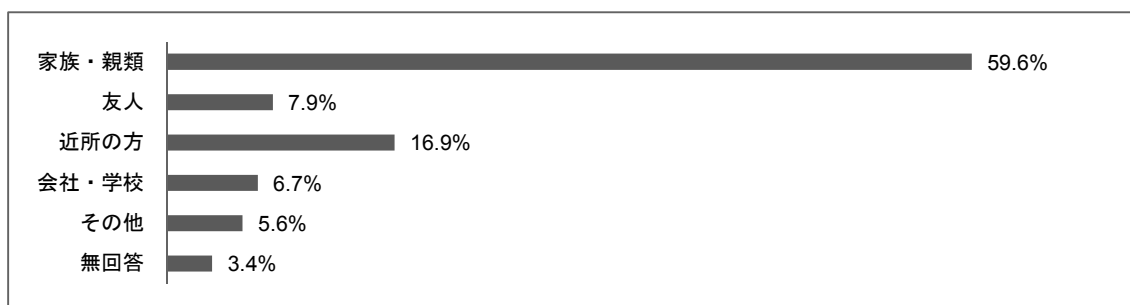
・回答者のうち、身近に障がいを持つ人がいる割合としては、全体の43.3%となっています。



問3 その人とはどのような関係ですか。また障がいの種類は次のどれですか。
(該当するもの全てに○)

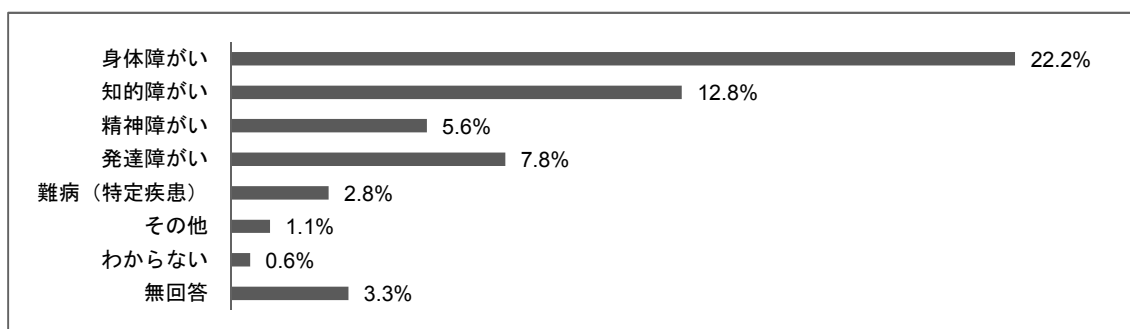
(1) その人とはどのような関係ですか。

・問2で「いる」と回答した方のうち、「家族・親類」が59.6%と最も多く、次いで「近所の方」が16.9%となっています。



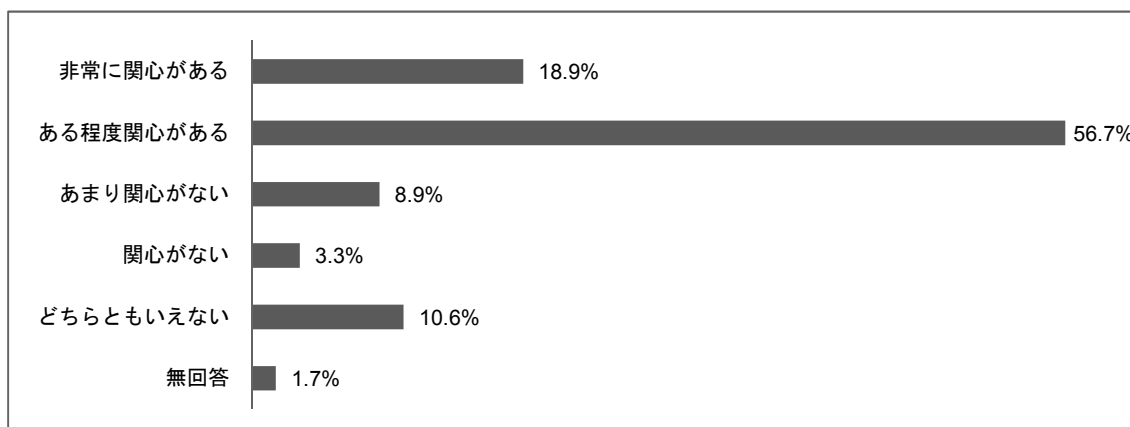
(2) 障がいの種類は次のうちどれですか。

・「身体障がい」が22.2%と最も多く、次いで「知的障がい」が12.8%となっています。



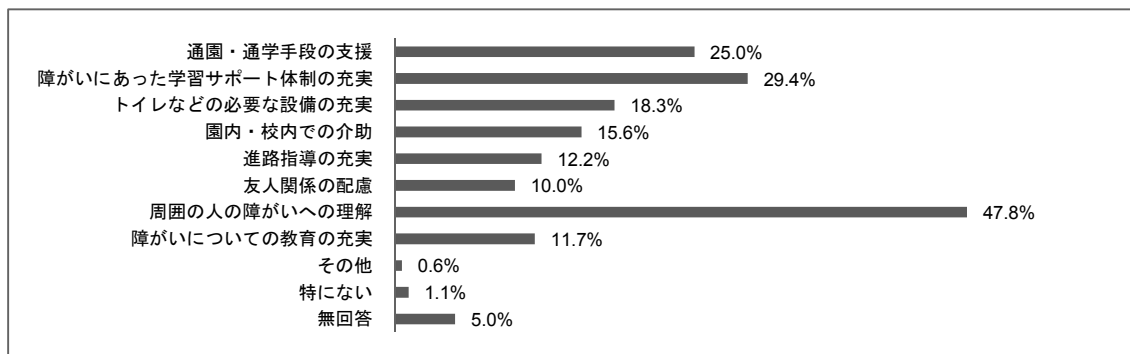
問4 障がいのある人の福祉について関心をお持ちですか。(該当するもの1つに○)

・「非常に関心がある」「ある程度関心がある」が全体の75.6%となっています。



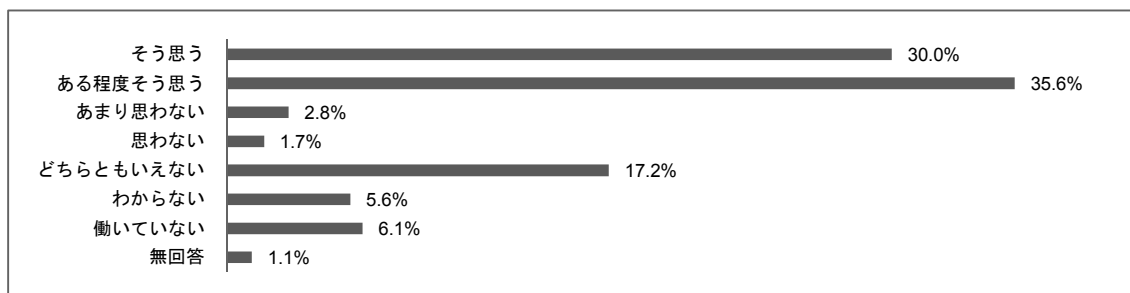
問5 あなたは、障がいのある児童・生徒が通園・通学生活を送る上で、どのようなことが必要だと思いますか。（該当するもの2つに○）

・「周囲の人の障がいへの理解」が全体の47.8%と最も多く、次いで「障がいにあった学習サポート体制の充実」が29.4%となっています。



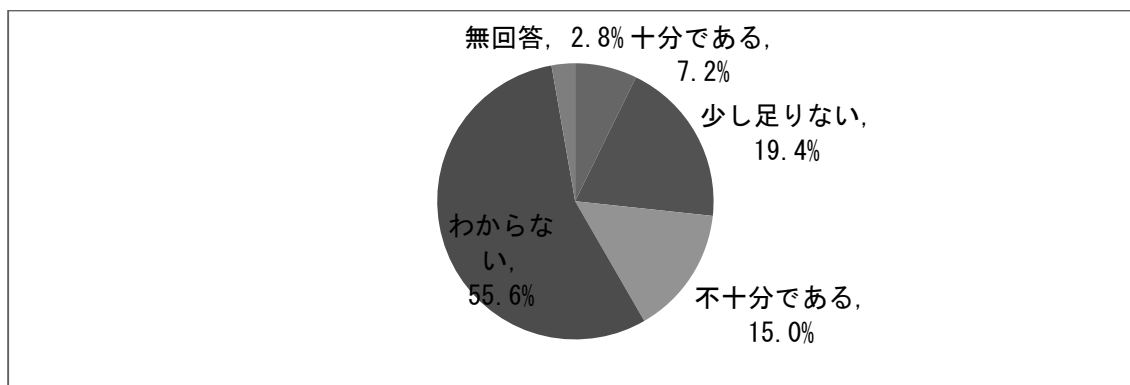
問6 障がいのある人が職場の同僚としてもっと雇用されるべきだと思いますか。（該当するもの1つに○）

・「そう思う」「ある程度そう思う」が全体の65.6%と半数を超える結果となりました。



問7 普段の生活の中で、東根市では障がいのある人への対応や理解が十分であると感じていますか。（該当するもの1つに○）

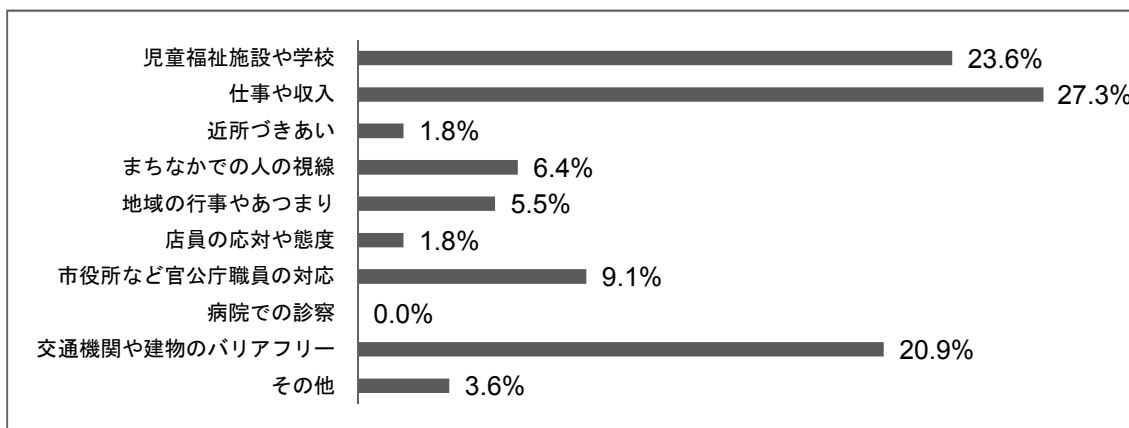
・「わからない」が55.6%と半数を超える結果となり、「少し足りない」「不十分である」が全体の34.4%となっている。



問 8 それはどんな場合ですか。(該当するもの2つまで○)

※問7の「少し足りない」「不十分である」と回答した方のみ対象

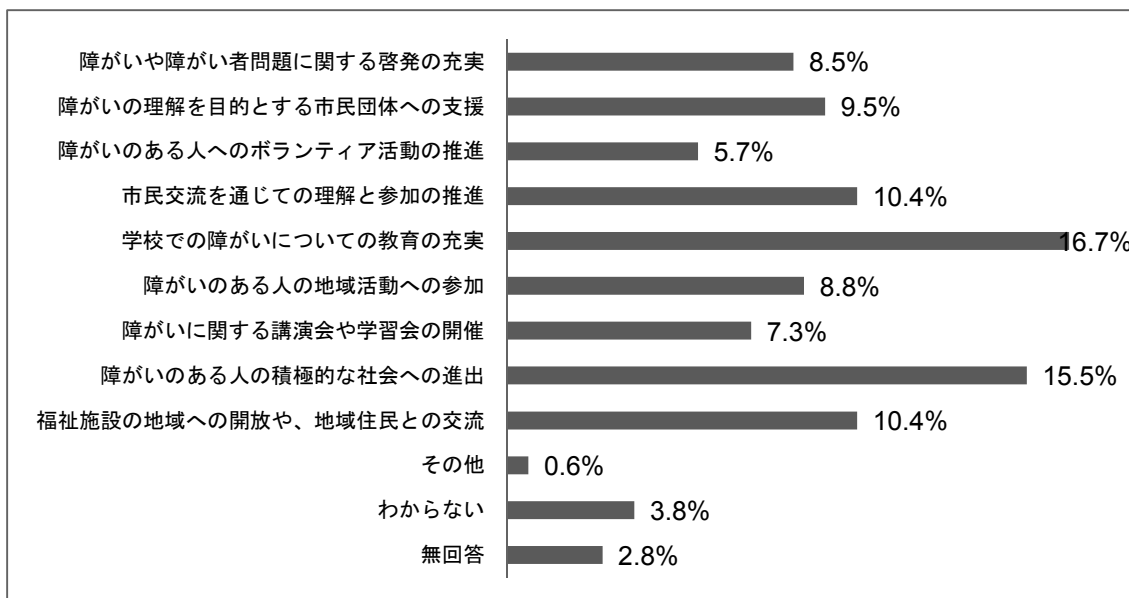
・問7で「少し足りない」「不十分」と回答した方のうち、「仕事や収入」の回答が全体の27.3%と最も多く、次いで「児童福祉施設や学校」が23.6%となっています。



問 9 障がいのある人への市民の理解を深めるためには、何が必要であるとおもいますか。

(該当するもの2つまで○)

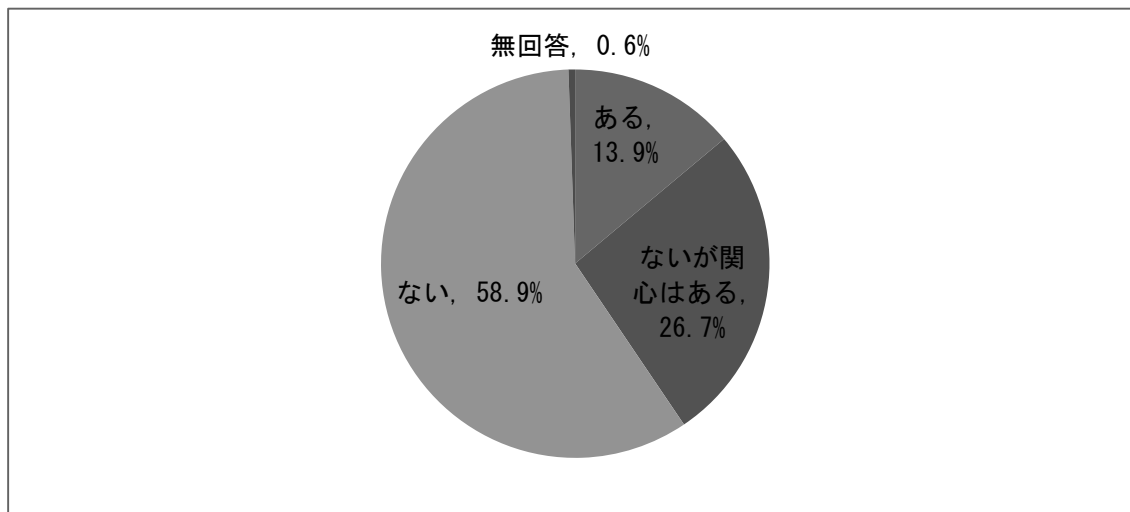
・「学校での障がいについての教育の充実」が全体の16.7%と最も多く、次いで「障がいのある人の積極的な社会への進出」が15.5%となっています。



問 10 障がいのある人を対象としたボランティア活動をしたことがありますか。

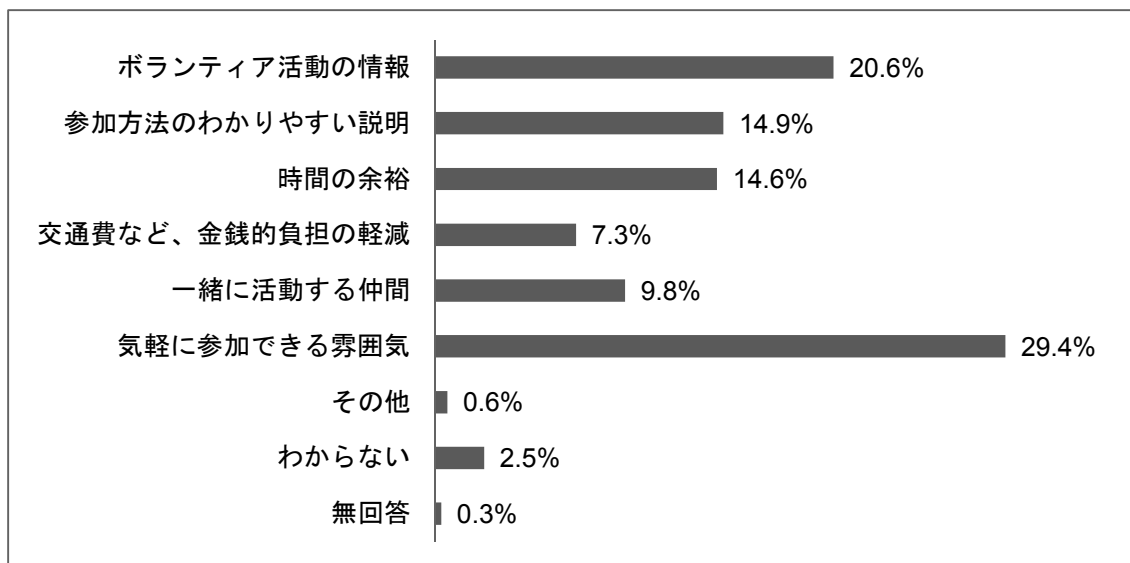
(該当するもの1つに○)

・障がいのある人を対象としたボランティア活動の経験について、「ない」と回答した方が、全体の58.9%と過半数に達し、反対に「ある」と回答した方は13.9%にとどまりました。



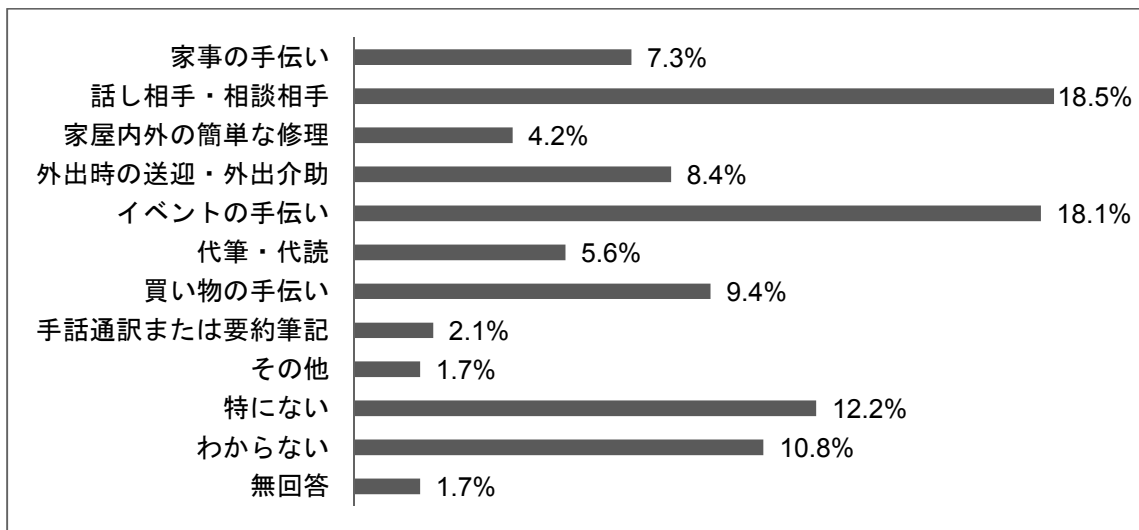
問 11 障がいのある人を対象としたボランティア活動に参加するためには何が必要と思いますか。(該当するもの2つまで○)

・「気軽に参加できる雰囲気」が全体の29.4%と最も多く、次いで「ボランティア活動の情報」が20.6%となっています。



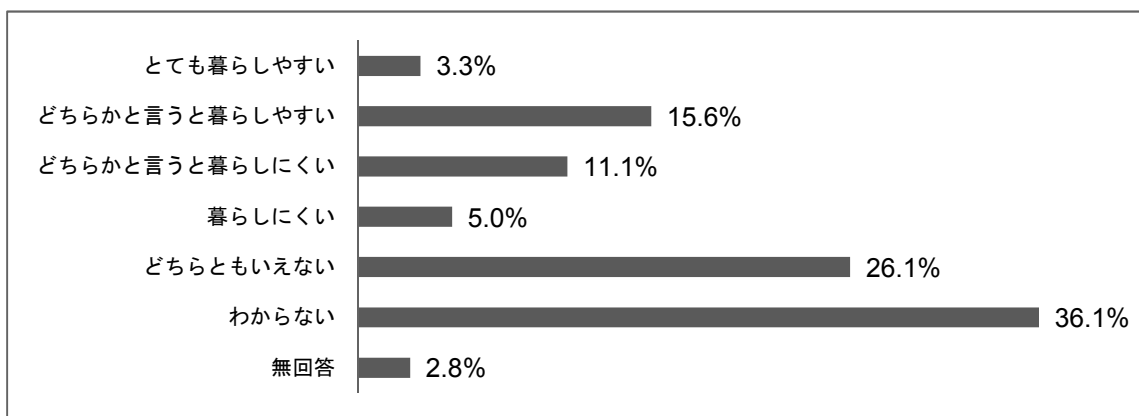
問 1 2 障がいのある人を対象としたどのようなボランティア活動に参加してみたいと思いますか。（該当するもの2つまで○）

・「話し相手・相談相手」が全体の18.5%と最も多く、次いで「イベントの手伝い」が18.1%となっています。



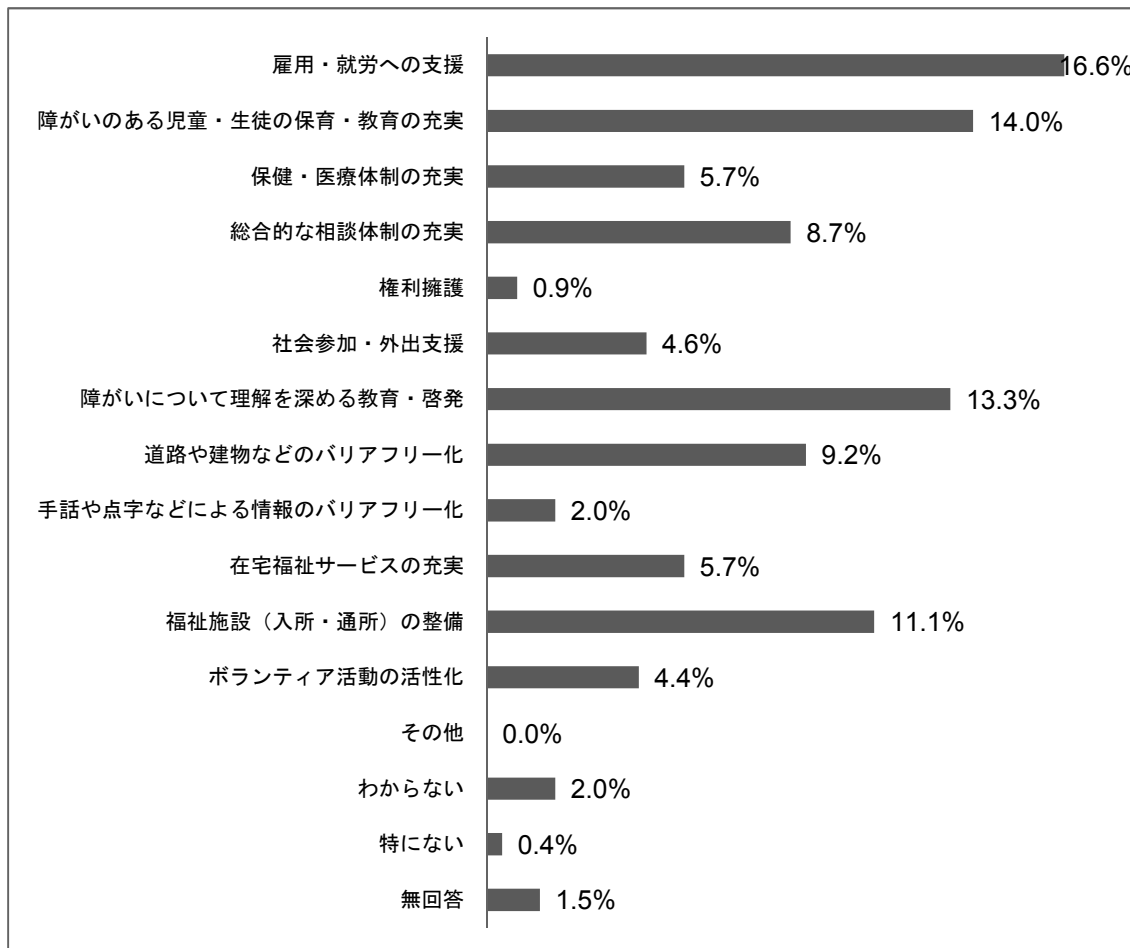
問 1 3 東根市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。（該当するもの1つに○）

・「とても暮らしやすい」「どちらかと言うと暮らしやすい」が全体の18.9%、「どちらかと言うと暮らしにくい」「暮らしにくい」が全体の16.1%となっています。



問 1 4 東根市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるには、どのようなことが必要だと思いますか。(該当するもの3つに○)

・「雇用・就労への支援」が全体の16.6%と最も多く、次いで「障がいのある児童・生徒の保育・教育の充実」が14.0%、「障がいについて理解を深める教育・啓発」が13.3%となっています。



4. 計画策定体制

(1) 障害者福祉計画策定懇談会

①懇談会委員名簿

	選 出 区 分	氏 名	備 考
1	東根市医師会	山 本 弘 史	会長
2	山形県理学療法士会	高 橋 穂	
3	精神科医療機関	木 下 修 身	
4	東根市身体障害者福祉会	佐 山 静 司	
5	東根市手をつなぐ育成会	高 橋 清	
6	北村山地域精神障害者 家族会	天 野 禎 二	
7	東根市民生委員児童委員協議会	伊 藤 知 雄	
8	東根市社会福祉協議会	佐 藤 信 行	副会長
9	東根市ボランティア団体	植 松 京 子	
10	障害福祉サービス事業所	矢 作 隆	
11	村山保健所	中 條 貞 子	
12	村山公共職業安定所	佐 藤 隆 万	
13	村山特別支援学校楯岡校	伊 藤 眞 次	
14	識見を有する者	阿 部 百合子	
15	識見を有する者	梅 津 惣 司	

②東根市障害者福祉計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による本市の障害者計画を策定するにあたり、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、識見を有する者、及び市民等の幅広い意見を反映し総合的な見地からの意見を聞くため、東根市障害者福祉計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定懇談会は障害者計画の策定に関する事項について協議及び検討する。

(組織)

第3条 策定懇談会は別表に定める者をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、策定懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の座長となる。

(事務局)

第7条 策定懇談会の事務局は、福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が策定懇談会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年9月28日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる策定懇談会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 障害者福祉計画策定委員会

①策定委員会委員名簿

	役 職	選出区分	氏 名	備 考
1	委員長	健康福祉部長	塩野 康二	
2	副委員長	市民生活部長(兼市民課長)	植松 敏夫	
3	委 員	総合政策課長	本田 剛	
4	委 員	庶務課長	高橋 昇	
5	委 員	財政課長	古谷 利明	
6	委 員	プロジェクト推進課長	中野 智治郎	
7	委 員	生活環境課長	今野 和行	
8	委 員	子育て健康課長	片桐 崇	
9	委 員	福祉課長	太田 紀代子	
10	委 員	商工観光課長	斎藤 吉則	
11	委 員	建設課長	滝口 亮一	
12	委 員	都市整備課長	矢萩 和広	
13	委 員	教育次長(兼管理課長)	半田 博	
14	委 員	生涯学習課長	網干 賢	
15	委 員	総務課長	浅野目 勇	

②東根市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の3の規定による東根市障害者福祉計画を策定するため、庁内に東根市障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は障害者福祉計画の策定に関する事項について審議し、障害者福祉計画を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は別表1に定める者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画を市長に報告するまでの間とし、策定委員会は、同日をもって解散するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を統括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

(検討部会)

第7条 策定委員会において検討を行うための資料の収集・原案の策定を行うため、策定検討部会を設置する。

2 部員は、別表2で定める選出区分の係長等の担当者を充てる。

(事務局)

第8条 策定委員会及び策定検討部会の事務局は、福祉課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月24日から施行する。

（３）計画策定体制 開催経過

①東根市障害者福祉計画策定懇談会 開催経過

回数	開催日	協議内容
第１回	平成２４年１２月６日（木）	１．策定方針について ２．計画概要について ３．アンケートの実施について
第２回	平成２５年２月２０日（水）	１．計画（素案）について ２．アンケート結果について
第３回	平成２５年３月２５日（月）	１．計画（案）について

②東根市障害者福祉計画策定委員会 開催経過

回数	開催日	協議内容
第１回	平成２４年１０月２日（火）	１．策定方針について ２．計画概要について
第２回	平成２５年２月１２日（火）	１．計画（素案）について ２．アンケート結果について
第３回	平成２５年３月１５日（金）	１．計画（案）について

③東根市障害者福祉計画策定検討部会 開催経過

回数	開催日	協議内容
第１回	平成２４年１０月１７日（水）	１．策定方針について ２．アンケートの実施について
第２回	平成２４年１２月２５日（火）	１．アンケート結果について ２．基本理念について
第３回	平成２５年２月１日（金）	１．計画（素案）について
第４回	平成２５年３月７日（木）	１．計画（案）について

5. 用語解説

あ行

インクルーシブ

「包み込む」、「包含する」という意味で、障がいの有無や能力にとらわれることなく、共に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要な時に必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、共に支えていくという考え方です。

NPO法人 (Non Profit Organization)

「特定非営利活動促進法（NPO法）」により設立された法人で民間非営利組織のこと。医療や福祉のみならず、環境保全、災害復旧、地域おこしなど、様々な分野で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動する民間の非営利組織。

か行

グループホーム（共同生活援助）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、共同生活を行う住居において、主に夜間や休日に相談やその他の日常生活上の援助を行うサービスのこと。

ケアホーム（共同生活介護）

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者に対し、共同生活を行う住居において、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などの援助を行うサービスのこと。

権利擁護

意思表示が困難な寝たきりの高齢者や判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、地域において自立した生活を送れるよう、援助者が代理としてその権利や意思表示を支援・代弁し、福祉サービスの利用援助などを行うこと。

工賃

就労移行支援や就労継続支援等の障がい福祉サービス事業所等において、事業者が障がい者に支払う賃金のこと。工賃（賃金）には、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が障がい者に支払ったものを指します。

高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受け、その後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる認知障がい等のことです。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者や障がい者等の移動上及び施設利用の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

さ行

災害時要援護者支援計画

ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、災害時に避難勧告等の災害情報の入手が困難な人や自力で避難できない人、避難に時間を要する人で家族等の支援が望めない人を対象として、あらかじめ登録した要援護者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域単位の共助による避難支援のための計画のこと。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念・原則を定め、施策全般の基本となる事項を定めた法律です。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者関わる施策の基本となる事項を定め、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目的としています。

障害者自立支援法

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定された法律です。

障がい者相談員

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、市が委嘱する相談員のこと。障がい者又はその家族等からの様々な相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

障がい者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて、その職業生活において自立

することを促進するための措置や職業リハビリテーションの措置等を総合的に行い、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律のこと。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、地域社会における共生の実現に向けて、日常生活及び社会生活の支援が社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として制定された法律です。

平成25年4月から、①障がい者の範囲に難病を追加、②障害支援区分の創設、③障がい者支援の充実など、新たな障がい福祉施策が段階的に講じられることになります。

自立支援医療

障がい者に対し、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために提供される医療のこと。①身体障がい者に対して行われる更生医療、②18歳未満の身体障がい児に対して行われる育成医療、③精神障がい者に対して行われる精神通院医療があります。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、一定の身体障がいがあると認められた人に交付される手帳です。手帳は、重度から順に1級から6級に区分され、障がい種別により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器・心臓・じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫）に分けられます。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の精神障がいがあると認められた人に交付される手帳です。手帳は、重度から順に1級から3級に区分されます。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利や財産などを守るため、本人・親族などの申立てにより、財産管理や契約などの法律行為を代理、補助する後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任する制度です。

た行

地域自立支援協議会

障害者自立支援法に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される

組織のこと。地域の実態や課題等の情報を共有して、具体的に協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス提供事業者、医療・教育・雇用関係機関等の代表者で構成されます。平成25年度からは障害者総合支援法の施行に伴い、「協議会」と名称が変更されます。

特定疾患（難病）

症例が少なく、原因不明で治療法が確立しておらず、かつ、生活面での長期にわたる支援があり、国の特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患の総称です。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

な行

ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず、全ての人が一般社会の中で、その人らしく生活することが当然の姿であり、平等な条件で共に暮らしてゆける社会こそ普通の社会であるという考え方のことです。

は行

発達障がい

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常、低年齢において発現するもの」と定義されています。

パブリックコメント

市の意見公募制度のことです。市が基本的な施策等に関する計画や条例などを策定するときに、住民にその案を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して決定を行い、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する制度です。

バリアフリー

障がい者・高齢者などが行動・生活するうえで、バリア（障壁）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁のほか、社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁を除去する意味でも使われます。

福祉教育

社会福祉に対する住民の理解と参加を促進するため、行政機関や民間団体、ボランティア団体などによって行われる福祉に関する啓発・体験活動や学校における教育活動のこと。

福祉的就労

一般就労が困難な障がい者が、就労移行支援や就労継続支援などの障がい福祉サービス事業所で支援を受けながら訓練を兼ねて働くこと。障がい者の就労の形態には一般就労と福祉的就労の2種類があります。

福祉避難所

寝たきりの高齢者、障がい者、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のことです。

法定雇用率

障がい者雇用を促進するために、企業や国・地方公共団体に対して定められている雇用している労働者総数に占める障がい者の割合のこと。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

ら行

ライフステージ

人の生涯における人生の各段階のこと。学齢期、就労、結婚、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りから見た人生の段階をあらわします。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復を図ることだけでなく、障がい者のあらゆる社会面において、障がいを持たない人と同等な権利の回復を目指すという考え方のことです。

療育

主に、障がいを持つ子どもの機能を高め、社会的に自立することを目的として行う「治療」と「教育」のことを言います。

療育手帳

一定の知的障がいがあると判定された人に交付される手帳です。障がいの程度は、A（重度）・B（中・軽度）の区分があります。

や行

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や、年齢・性別・文化・言語・国籍等の違いにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境、施設、情報などをあらかじめデザインする考え方のことです。

第 2 次東根市障がい者福祉計画

発行日 平成 2 5 年 5 月

発 行 山形県東根市健康福祉部福祉課福祉相談係
〒 9 9 9 - 3 7 9 5

山形県東根市中央一丁目 1 番 1 号

Tel 0 2 3 7 - 4 2 - 1 1 1 1 内線 2 1 4 6